



第2期



戸田市
スポーツ推進計画



令和3年3月
戸田市

第2期戸田市スポーツ推進計画

令和3年3月

戸田市

目次

第1章 計画の概要

1	計画の趣旨	2
2	計画の全体像	3
3	計画策定の背景	4
4	計画の位置づけ	8
5	計画の期間	8
6	計画の策定体制	8

第2章 戸田市における現状と課題

1	アンケート結果からみる戸田市の現状	12
2	スポーツに関する事業・施設・関係団体	20
3	第1期戸田市スポーツ推進計画の評価	25
4	戸田市におけるスポーツ活動に関する課題の整理	29

第3章 計画の基本的な考え方

1	第2期計画におけるスポーツの定義	32
2	基本理念	32
3	基本方針	33
4	基本目標	34
5	計画の指標	35

第4章 計画の展開

1	基本目標① スポーツと関わる機会を創出します	40
2	基本目標② スポーツを「する」人たちを支援します	42
3	基本目標③ スポーツを「みる」機会を提供します	44
4	基本目標④ スポーツを「ささえる」人たちを育成します	46
5	基本目標⑤ 地域資源を活かしたスポーツを推進します	48
6	基本目標⑥ 子どもたちにスポーツの素晴らしさを伝えます	50

第5章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54

2 計画の進行管理及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・56

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57

第 1 章

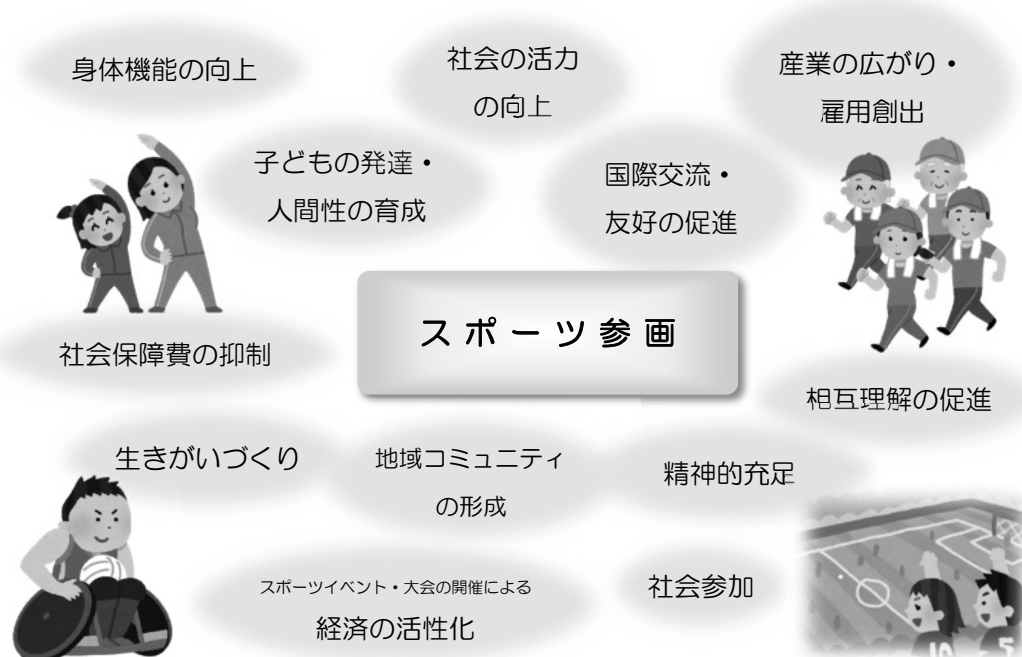
計画の概要

1 計画の趣旨

スポーツは、心身の健康を促し、世代を超えて人生をより豊かにするものです。また、地域社会の活力の醸成、国際交流の発展、産業の広がりや経済の活性化や医療費・社会保障費の抑制など、スポーツを通じた幅広い分野への効果が期待されています。スポーツの意義や果たす役割の重要性の高まりから、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）において、スポーツは「世界共通の人類の文化」として位置づけられ、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」という、スポーツに関わる権利を保障する考えが示されています。

戸田市においては、平成26年度（2014年度）に「戸田市スポーツ推進計画」（平成27年（2015年）4月～令和3年（2021年）3月）を策定し、すべての市民が生涯にわたりスポーツに親しみ、生き生きと楽しい生活を送ることができる環境づくりを目指してきました。

これまでの取組をより効果的なものとするため、社会情勢に即した「第2期戸田市スポーツ推進計画」を策定し、戸田市の地域資源である戸田ボートコースやボート競技をはじめとした水辺のスポーツを推進するとともに、誰もがスポーツに参画できる社会の実現に努めていきます。



【図1】スポーツの効果

2 計画の全体像

第1章 計画の概要

第2期計画の策定にあたり、スポーツを取り巻く社会背景や社会環境の変化、国や埼玉県の動向を整理します。そして、戸田市の特徴や計画策定に関する基本的な考え方や方向性を示します。

第2章 戸田市における現状と課題

戸田市のスポーツ推進事業や施設、関係団体の概要について整理し、第1期計画の取組を振り返るとともに、令和元年度（2019年度）に実施した「スポーツ・レクリエーション活動に関する意識調査」結果をもとに、戸田市のスポーツに関する現状と課題を整理します。

第3章 計画の基本的な考え方

第2章で整理した課題を踏まえ、第2期計画の目標や基本理念、目標を示します。

基本理念	スポーツを楽しむ・ささえる・未来につなげる 戸田
基本方針	「誰もがスポーツに気軽に親しめる環境をつくり、『する』『みる』『ささえる』など、スポーツ参画人口を拡大し、スポーツの楽しさや素晴らしさを未来へとつなげていく」
基本目標	① スポーツと関わる機会を創出します ② スポーツを「する」人たちを支援します ③ スポーツを「みる」機会を提供します ④ スポーツを「ささえる」人たちを育成します ⑤ 地域資源を活かしたスポーツを推進します ⑥ 子どもたちにスポーツの素晴らしさを伝えます

第4章 計画の展開

第3章で示した目標や基本理念の実現に向けて、各基本目標を達成するための取組及び具体的手法を示します。

第5章 計画の推進体制と進行管理

本計画を推進するための体制及び進行管理について示します。

3 計画策定の背景

(1) スポーツを取り巻く社会背景

①市民の健康に関すること

生活習慣病による医療費負担の増加や、超高齢社会¹の到来を迎えることに伴う要介護・要支援認定者の増加による介護（予防）給付費の増加は、大きな社会問題の一つとなっています²。戸田市における高齢化率は16.4%（令和2年（2020年）4月時点）で、比較的若い世代が多い状況と言えますが、生活習慣病の予防や今後増加していく高齢者の健康寿命³の伸長が課題となっています。

スポーツを実施していく中で、達成感を味わい、仲間と交流をすることは、健康づくりや生きがいを育むことなどにつながっていきます。市民が無理なく・気軽に・継続して実施できるスポーツ活動を検討することや、医療、保健、福祉等の様々な分野と連携して取り組んでいくことが重要となります。

②子どもの体力に関すること

スポーツ庁が令和元年（2019年）に実施した「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、小・中学生男女の体力が低下し、特に小学生男子が過去最低の数値を示す結果となりました。背景として、授業以外の運動時間の減少、スクリーンタイム⁴が長時間の児童生徒の体力の低下、肥満や朝食を食べない児童生徒の増加が要因であると分析されています。

また、同年に埼玉県が実施した「埼玉県児童生徒の新体力テスト」では、県内の児童生徒の体力（実技）の数値は全国的に高い数値を維持しているものの、スポーツをすることが「好き・やや好き」と回答した割合が全国平均以下となりました。

戸田市においても、スポーツに関心のある児童生徒の育成や生活習慣の見直しを視点とした取組を引き続き推進していくことが課題となります。

¹ 高齢化率（総人口に対して65歳以上の高齢者が占める割合）が21%を占める社会。

² 令和7年（2025年）には、「団塊の世代」が後期高齢者（75歳）の年齢に達し、医療や介護などの社会保障費の急増が懸念されています（2025年問題）。

³ 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

⁴ 平日1日あたりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機等による映像の視聴時間。

③東京オリンピック・パラリンピック大会を契機とした気運の高まり

令和3年（2021年）に開催が延期された東京オリンピック・パラリンピック（以下「2020年東京大会」という。）は、埼玉県内が競技会場となったことや⁵各地で2020年東京大会のPR事業・スポーツイベント等が実施されたことにより、身近なところでトップアスリートや競技に触れる機会が増加しました。

戸田市では、市内在住パラリンピアンを招待したイベントを実施したほか、オーストラリア代表カヌーチームを2020年東京大会事前キャンプの会場地として受け入れるための協定を締結しました。2020年東京大会を契機として、スポーツへの関心を高めていき、更に、国際交流や共生社会への理解へつなげていけるような取組を行っていくことが重要となります。

④新型コロナウイルス感染症の拡大による影響

令和2年（2020年）初頭からCOVID-19感染症（新型コロナウイルス感染症）の感染が世界的に拡大し、日本では令和2年（2020年）4月に国内で初めて「緊急事態宣言」が発出されました。

感染の拡大に伴い、学校の休校やテレワークの推進、屋内外のスポーツ施設を閉鎖することなどの外出自粛措置が全国的にとられたことにより、家庭内で過ごす時間が増加しました。

このような生活習慣の変化から心身の健康を維持していくために、ウォーキングやランニング、ストレッチなど個人でできるスポーツが積極的に行われました。

また、同年5月に提示された「新しい生活様式」⁶を、日常のスポーツや競技大会の開催、観戦の場においても実践していく取組が進められました。戸田市においても、感染症禍におけるスポーツ推進への工夫が求められています。



事前キャンプ実施に係る覚書調印式の様子



2020年東京大会1年前イベント

（エルゴメーターによるボート体験の様子）

⁵ サッカー、バスケットボール（さいたま市）、ゴルフ（川越市・狭山市）、射撃・パラ射撃（朝霞市・和光市・新座市）

⁶ 長期に亘って感染拡大を防ぐために飛沫感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、持続させること。新型コロナウイルス感染症対策を日常生活に取り入れた生活様式のこと。

(2) 国の動向

①スポーツ基本法の制定（平成 23 年（2011 年））

第9条で、国はスポーツ基本計画を、第10条で都道府県及び市町村は地域の実情に即したスポーツ推進計画を定めるよう規定しました。

②第1期スポーツ基本計画の制定（平成 24 年度（2012 年度）～平成 28 年度（2016 年度））

スポーツに関する施策の推進を図るために定められました。

③スポーツ庁の創設（平成 27 年（2015 年））

スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営む「スポーツ立国」を実現することを使命として、スポーツ政策を総合的に担うスポーツ庁が創設されました。

④第2期スポーツ基本計画（平成 29 年度（2017 年度）～令和 3 年度（2021 年度））

国・地方自治体及びスポーツ団体等が一体となって「スポーツ立国」の実現を目指す上での重要な指針と具体的政策が示されました。また、スポーツ参画人口の拡大のために、「成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）」⁷と具体的な数値目標を掲げました。

第2期スポーツ基本計画 ～スポーツが変える。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life～	
中長期的なスポーツ政策の基本方針	① スポーツで「人生」が変わる！ ② スポーツで「社会」を変える！ ③ スポーツで「世界」とつながる！ ④ スポーツで「未来」を創る！
今後5年間で総合的かつ計画的に取り組む施策	① スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実 ② スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現 ③ 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備 ④ クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

⁷この目標値を達成するため、スポーツ庁は「スポーツ実施率向上のための行動計画」（平成 30 年度（2018 年度）策定）の中で、生活の中に自然とスポーツが取り込まれている「スポーツ・イン・ライフ」という姿を目指し、スポーツ実施率向上のための新たなアプローチや、即効性のある取組を示しました。また、「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」（令和元年度（2019 年度）策定）の中で、①地域におけるスポーツの環境づくり、②スポーツに関わる関係団体と連携したスポーツ実施の推進、③障害者スポーツの推進、④エビデンスに基づく健康スポーツ政策の取り組みの促進の4つの分野を柱とし、「スポーツ実施率向上のための行動計画」の着実な実施と合わせて、本政策を具体化し計画的に実施をしていくこととしています。

(3) 埼玉県の動向

埼玉県スポーツ推進計画（平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度））

この計画において、スポーツは、「体を動かすという根源的な欲求に応え、それが『楽しさ』『喜び』をもたらし、人生をより豊かにするものです。また、心身の健康の保持増進をはじめ、共生社会の実現や青少年の健全育成、健康長寿社会の実現、より良い働き方への見直し、地域の活性化等スポーツは社会の活力をつくる力を持っています。」としています。このことは、各々の適性や関心に応じてスポーツを楽しむことで、人々の行動や意識が変わることによって実現されるものとしており、更なるスポーツ推進をしていくことを方針として掲げています。

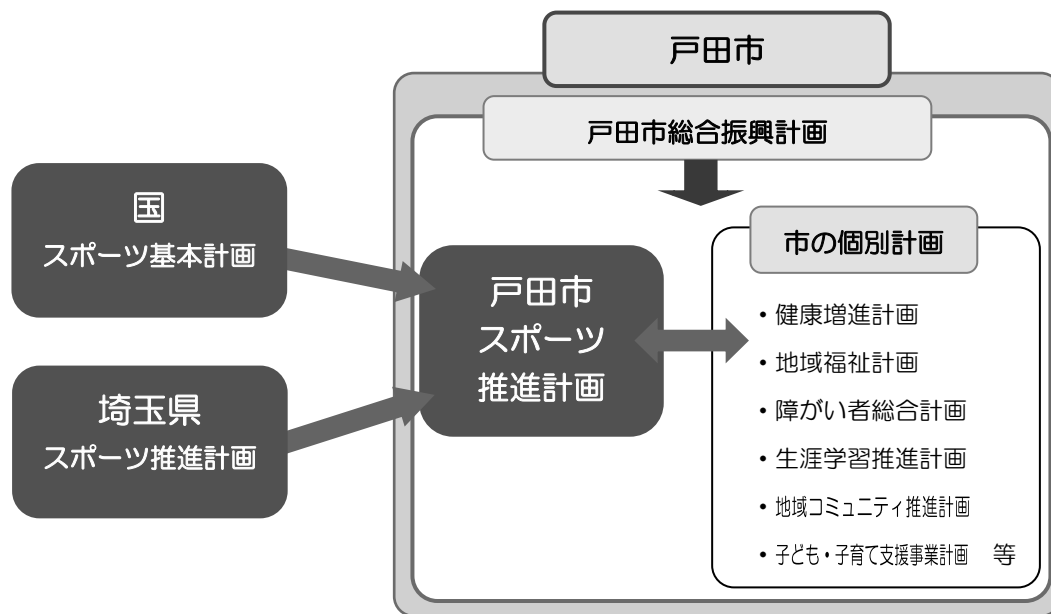
そして、「スポーツを週1回以上行う20歳以上の県民の割合（スポーツ実施率）」の目標値を65%以上に設定しています。

埼玉県スポーツ推進計画（第2期） —スポーツがつくる 活力ある埼玉—	
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 県民誰もがスポーツを楽しむ 元気な埼玉 ② スポーツの力で築く 魅力あふれる埼玉 ③ 世界を目指して飛躍する スポーツ王国埼玉
スポーツ推進に関する 施策	<ul style="list-style-type: none"> ① スポーツ参画人口の拡大 …「する」「みる」「ささえる」スポーツ文化の醸成 ② 子供のスポーツ活動の充実 …生涯にわたり、スポーツに親しむ心を育てる ③ スポーツを通じた地域の活性化 …スポーツを元気で魅力ある埼玉づくりの推進力に！ ④ 世界に羽ばたくトップアスリートの輩出 …スポーツ王国埼玉をささえるアスリートへの積極的支援

4 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に基づき、戸田市の実情に即したスポーツ・レクリエーション活動の基本となる計画として策定します。

策定にあたり、国・県のスポーツ関連計画の流れをくみながら、「戸田市総合振興計画」をはじめとした戸田市で策定された各種事業計画と調和した計画とします。



【図2】 計画の全体像イメージ図

5 計画の期間

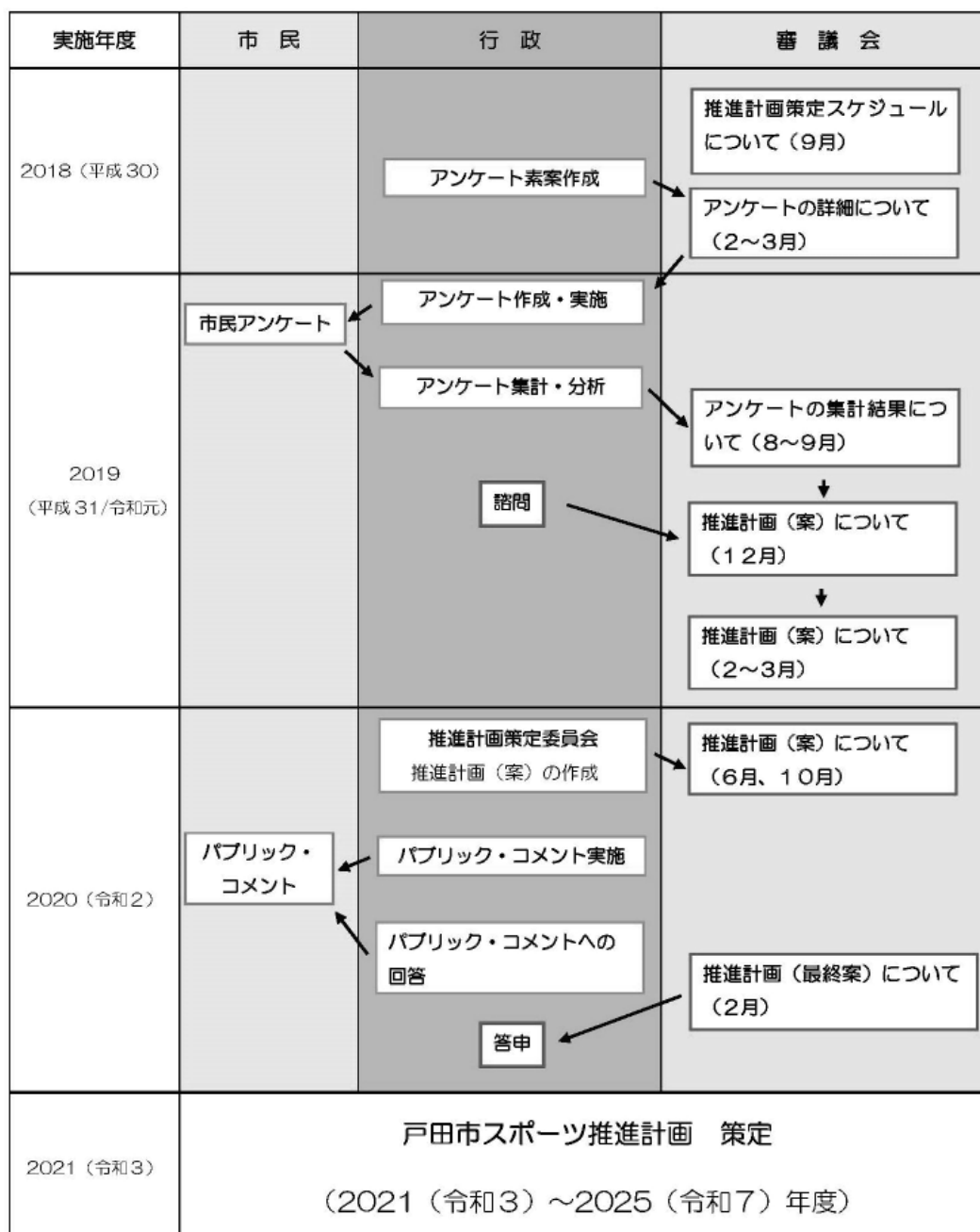
令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）の5年間を計画期間とします。ただし、国内外の動向や社会情勢の変化に対応し適切な施策の推進を図ることから、必要に応じて見直しを行います。

6 計画の策定体制

スポーツの推進にあたっては、幅広い関係者の協力を得ながら、地域の実情に応じた取組が求められています。そこで、学識経験者や関係行政機関の職員、スポーツ団体の代表者や市民などを委員とする「戸田市スポーツ推進審議会」で審議を行い、計画を策定しました。

戸田市スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第31条に基づき設置しており、計画の審議のほか、戸田市のスポーツの推進に関する重要事項について審議しています。

また、本計画の原案は、庁内関係部署の職員で構成された戸田市スポーツ推進計画策定委員会においても協議・策定されました。



【図3】 計画策定の経緯

第 2 章

戸田市における現状と課題

1 アンケート結果からみる戸田市の現状

(1) 調査の実施

本計画の策定にあたっては、令和元年度（2019年度）に市民のスポーツに対する意識やスポーツの実施状況、スポーツ推進に関する意見・要望などを把握するため、下記3区分による「スポーツ・レクリエーションに関する意識調査」を実施しました。（アンケートの項目は【資料編】に掲載しています。）

考察の一部においては、前回アンケート結果（平成25年（2013年）実施）との比較分析を行っています。

①調査対象

区分	調査対象者
一般市民	・戸田市内にお住まいの18歳以上の男女 ・2,400人（戸田市住民基本台帳から層化無作為抽出） 18～29才、30～39才、40～49才、50～59才、 60～69才、70才以上の6階層の男女各200人 ※障がいのある方には、追加設問を設けています。
団体 【計205団体】	学校体育施設利用団体 170団体 スポーツ少年団加盟34団体、リトルシニア野球1団体
協会・連盟 【計42団体】	体育協会加盟28団体、レクリエーション協会加盟14団体

②調査方法

郵送配布・郵送回収

③調査期間

平成31年（2019年）4月15日から令和元年（2019年）5月31日

④集計結果

区分	対象者	返送数	回収率
一般	2,400	772	32.2%
団体	205	123	60.0%
協会・連盟	42	30	71.4%
合計	2,647	925	34.9%

※一般区分のうち障がいのある方の回答は32名

(2) アンケート結果

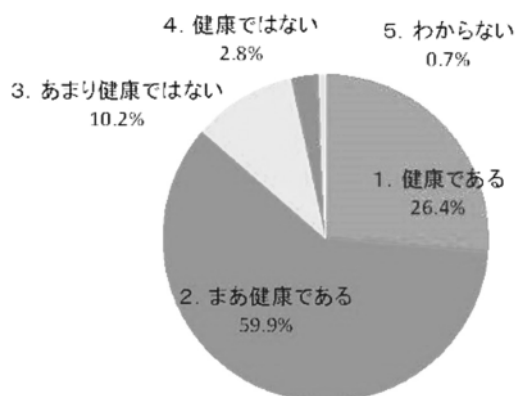
①一般市民

健康・体力に関する意識 (問5～問7)

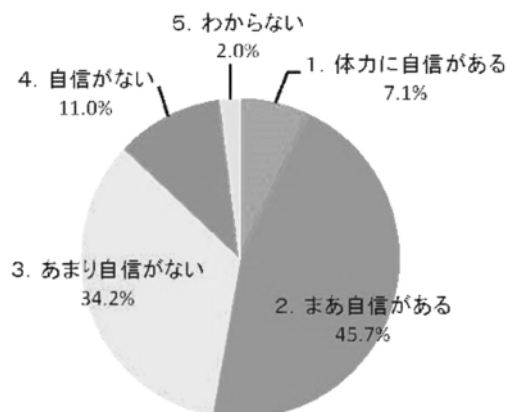
【調査結果】

- 9割近くの市民が、自身が「健康である」、「まあ健康である」と感じていました。
- 自身の体力に「自信がある」、「まあ自信がある」(52.8%)と「あまり自信がない」、「自信がない」(45.2%)にあまり差はなく、自身の体力に関する意識は二極化しています。
- 「運動不足」と感じている人(72.8%)は非常に多く、前回調査結果(72.8%)と同様の結果となりました。

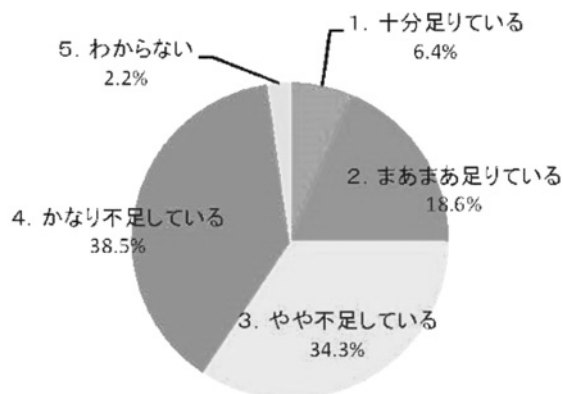
【表1】健康状態 (問5)



【表2】体力 (問6)



【表3】普段の運動量 (問7)



スポーツの実施状況 (問8・問9)

【調査結果】

○過去1年間でスポーツを行った人(56.6%)は、前回調査結果(53.7%)から約3%増加しました。

○上記過去1年間でスポーツを行った人のうち、1週間のうち1回以上スポーツを行った人(32.2%)は、前回調査結果(32.4%)から変化がなく、第1期計画の目標値(50%)に達していません。

○主に「ひとり」(43%)でスポーツを実施している傾向がみられました。

○スポーツを行う主な理由は、「健康・体力づくり」(23.6%)、「運動不足の解消」(21.9%)、「気分転換・ストレス解消」(17.6%)、「友人・仲間との交流」(11.3%)が多く、自分自身の健康のために行っている傾向がみられました。

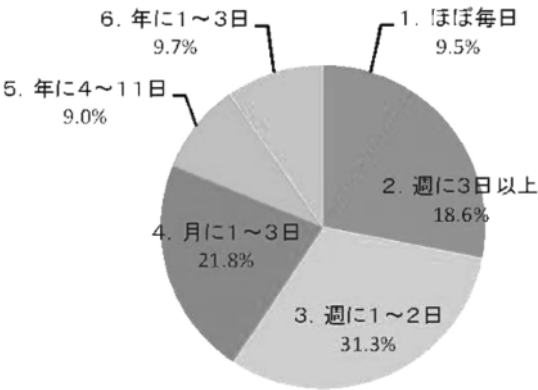
○行わなかった理由は、主に「時間がとれなかった」(24.1%)、「機会がなかった」(17.2%)となっています。

○過去1年間以内に実施したスポーツは、「ウォーキング、散歩、ハイキング」(18.8%)、「トレーニング」(11.9%)、「ランニング、ジョギング」(9.9%)等、一人で行えるスポーツが多い状況です。

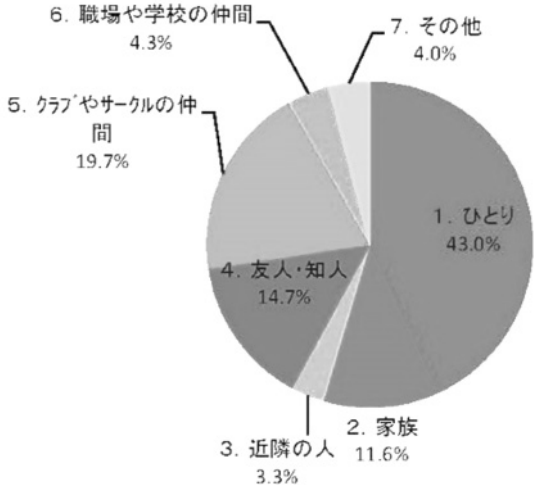
○スポーツの実施場所は、「市内公共施設」(27.3%)、「民間スポーツ施設」(22.9%)が多く、「公園・広場・道路等」(25.6%)は、前回調査結果(29.7%)から4.1%減少しました。

【表4】スポーツを行う頻度(問9-2)

(過去1年間でスポーツを行った人を対象)



【表5】スポーツを誰と行うか(問9-5)



スポーツへの関わり（問 10～問 14）

【調査結果】

○過去1年間に2割程度（18.3%）の人が、戸田市、町会・自治会、市体育協会が実施したイベントに参加しています。

地域のイベントに「参加した」と回答した人が参加したイベントは、【表6】のとおりとでした。

○スポーツ団体、サークルに加入している人の割合は、（12.7%）で、前回調査結果（12.4%）と大きな変化はありませんでした。しかし、「活動日や会費などの条件が合えば参加したい」（22.4%）と回答した人が、前回調査結果と比較すると8.6%減少し、「所属したいと思わない」（38.6%）と回答した人が4.5%増加しました。

○24.8%の人が今後スポーツの指導、団体活動の運営、スポーツイベントへの協力など、スポーツに関するボランティア活動を等やってみたいと回答しました。

○71.1%の人が、過去1年間に競技会場等へ行ってスポーツや大会を「観戦していない」と回答しました。

【表6】「参加した」と答えた方の参加イベント（問10）

イベント	回答割合
1. 市民体育祭地区大会（地区ブロックで開催した体育祭）	30.8%
2. 町会・自治会のスポーツイベント	14.0%
3. 市民体育祭競技大会（競技種目別に開催された大会）	11.7%
4. 公民館等で開催された体操等の講座	10.7%
5. 戸田マラソン大会	10.3%



市民体育祭地区大会の様子



戸田マラソン大会の様子
（彩湖・道満グリーンパーク）

戸田市のスポーツ施設について（問 15・問 16）

【調査結果】

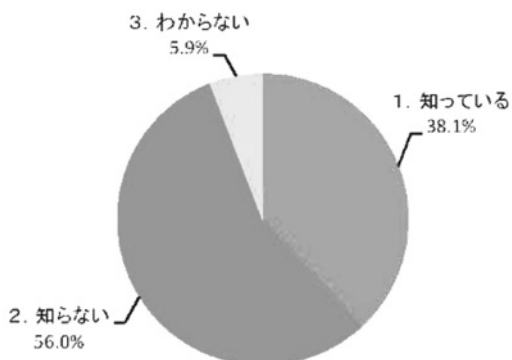
- 戸田市の公共スポーツ施設（学校体育施設は除く）の数について、3割程度の人
が「不足している」と感じています。
- プール（32.9%）、トレーニングルーム（20.6%）、体育館（14.9%）の順
で不足感がありました。前回調査結果は、トレーニングルーム（24.2%）、プ
ール（22.7%）、体育館（14.9%）の順で不足感があると回答がありました。
不足感のある施設としてプールが多くみられたことは、平成 30 年度（2018
年度）から令和元年度（2019 年度）にかけての戸田市スポーツセンター屋内
プールの新築工事により、プールの利用ができなかったことも要因の一つとして
考えられます。その他の回答では「ランニング・ウォーキングや子どもが自由に
遊べる場所」、「障がい者が使いやすい施設」、「ラグビー場」等の意見があ
りました。
- 施設を利用するうえで必要とされていることは、施設整備（17.4%）、利用手
続きの簡素化（15.5%）、駐車場の確保（14.3%）、利用料金値下げ
（12.0%）の声が多くあるほか、指導者の配備、施設の再建などの意見がみら
れました。

戸田市の水辺のスポーツ推進について（問 17～問 20）

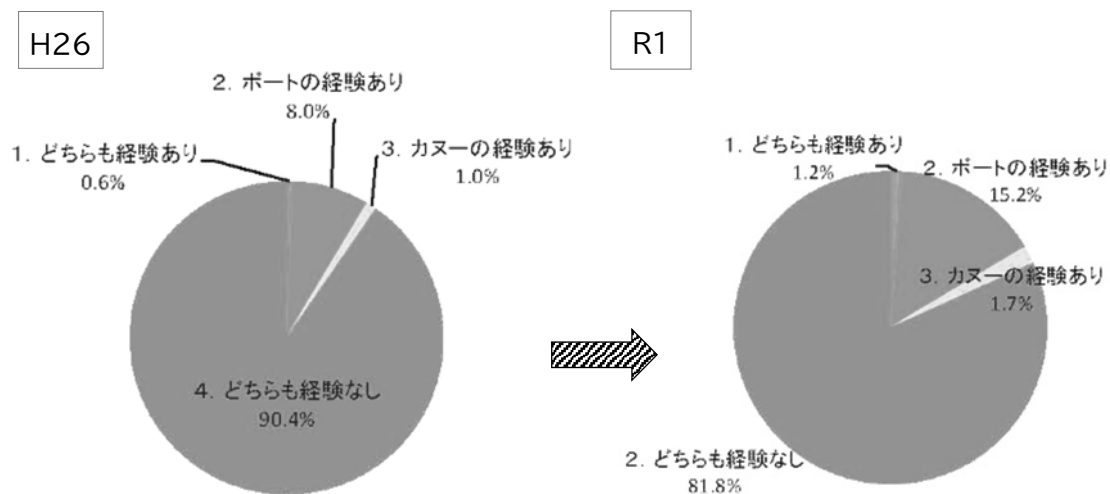
【調査結果】

- 戸田市が主催しているボート・カヌー教室の認知度は高い状況とはいえず、ボ
ート競技への関心についても、低い状況がみられました。一方、ボートの経験があ
る方は前回調査結果（8.0%）から、7.8%増加しました。
- 戸田ボートコースでは、毎年全国規模の大会が複数回開催されていますが、7割
近くの方が競技大会の観戦経験がないとの結果でした。

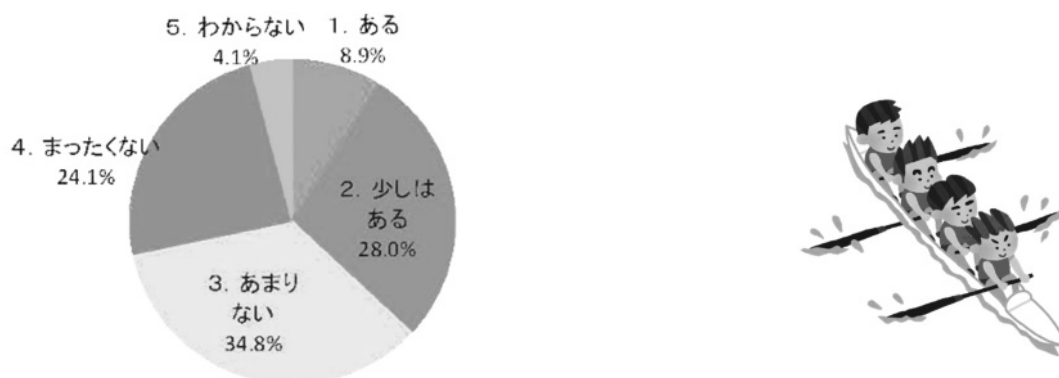
【表 7】 戸田市主催のボート、カヌー教室の認知度（問 17）



【表8】 彩湖または戸田ポートコースでボートやカヌーに乗ったことはあるか（問 18）



【表9】 ボート競技への関心（問 20）



障がいのある方（問 A～問 D）

【調査結果】

○障がいのない人と一緒にスポーツを行う機会が「あまりない」、「まったくない」と回答した人の割合は7割以上（76.7%）でした。

○スポーツをするうえで苦労した点については、様々な意見がありましたが、中でも「近くに利用できる施設がない」、「一緒に行く仲間や相手がいない」、「障がい者が参加できるスポーツ教室や施設の情報が少ない」、「教えてくれる人（指導者）がいない」という意見が複数ありました。

○障がい者スポーツを推進するために必要なこととして、「障がい者が利用しやすい施設の充実」、「障がい者スポーツの指導者やボランティアの育成」、「障がい者のためのスポーツ教室やイベントの充実」が多く挙げられています。

②団体におけるスポーツ活動の状況

団体の現状について

【調査結果】

構成員について

小学生（25.5%）、40歳代（23.6%）、50歳代（16.8%）の順で多く、前回調査結果から変化はみられませんでした。

指導者について

指導者の有無は、「いる」（55.8%）、「いない」（44.2%）で、指導者が「いる」団体がやや多くなっています。「有資格者で無償」（48.1%）、「無資格者で無償」（29.1%）で、7割以上が無償で行われています。

団体活動の状況について

○団体活動は、「ほぼ毎日」（4.9%）、「週に3日以上」（13.1%）、「週に1～2日」（58.2%）で、週に1回以上実施している団体が7割以上でした。

○主な活動場所は、「小・中学校体育施設」（68.6%）が最も多く、次いで「市内公共スポーツ施設」（24.4%）となっています。

団体の課題

○最も多く挙げられていたのが「会員数の減少」（42.6%）でした。次いで、「活動場所(施設)の確保」（18.3%）、「指導者の確保」（10.1%）、「運営役員の不足」（8.3%）、「活動資金の不足」（4.7%）が挙げられています。

○その他の課題として、「高齢化」や「用具の老朽化」、「（施設の）使用時間の制限」等が挙げられています。会員や指導者、使用できる施設が減少する中で、各団体が活動に取り組んでいる状況がうかがえます。

戸田市のスポーツに対する取組への意見・要望について

【調査結果】

戸田市のスポーツ推進にあたっては、施設や設備の充実（28.1%）が重要との意見が多くなっています。

「体育施設が少ない」、「活動場所の確保が困難」、また、主な活動場所である学校開放施設が「少ない」、「使用できる時間が短い」、「週末が使用できない」など、活動場所の確保が困難なことから、施設の充実を求める意見・要望が多くありました。団体活動にあたり、活動場所の提供が求められていることが分かります。

③協会・連盟におけるスポーツ活動の状況

協会・連盟の現状について

【調査結果】

加盟団体数について

「減少した」（23.3%、前回調査 22.6%）、「大幅に減少した」（10.0%、前回調査 0.0%）で、「減少した」と回答した団体が前回調査結果に比べ増加しました。減少の原因については、「高齢化」とする意見が多く挙げられました。

競技人口の増減について

「減少した」（44.8%）、「大幅に減少した」（10.3%）とする意見が半数以上を占めました。原因としては、「高齢化」、「若者の競技離れ」、「練習場所の確保の問題」という意見がありました。

競技力の増減について

- 「増加した」（30%）、「変化はない」（33.3%）、「大幅に減少した」・「減少した」（33.3%）で、「増加した」、「変化はない」、「大幅に減少した」・「減少した」のいずれも差はない状況です。しかし、前回調査結果に比べ「大幅に減少した」・「減少した」と回答した割合が 23.6%増加しました。
- 競技力向上のために重要なこととして、「練習場所（施設）の確保及び充実」（32.8%）、「十分な練習時間の確保」（19.4%）、「十分な活動の確保」（17.9%）、「優秀な指導者の確保」（16.4%）が主に挙げられています。

障がいのある方のスポーツ活動について

「すでに取り組んでいる」、「今後は取り組む予定である」は 54.1%、「取り組む予定はない」は 44.8%で、意見が分かれました。すでに取り組んでいる内容は、「参加しやすい環境づくり」、「担当者の確保」等が挙げられています。

協会の課題

「競技力の減少」（25.7%）、「活動場所（施設）の確保」（23.0%）、「運営役員の不足」・「活動資金の不足」（16.2%）が課題として挙げられました。

戸田市のスポーツに対する取組への意見・要望について

【調査結果】

戸田市のスポーツ推進にあたっては、「施設・設備の充実」（20.8%）、次いで「スポーツ教室やイベントの充実」（15.0%）が重要とされています。その他に、「子どもの体力づくりの向上」、「市民の活動意欲の応援」、「活動時間の短縮によるレベルの低下」、「新たな加入者の不足」など、幅広い意見・要望が挙げられています。

2 スポーツに関する事業・施設・関係団体

(1) スポーツに関する事業

戸田市のスポーツに関する実施事業やスポーツ施設、スポーツ関係団体等は次のとおりです。

①教室・イベントの実施

戸田市がスポーツの普及を図るために実施している主な教室やイベントは、【表10】のとおりです。

【表10】令和元年度（2019年度）戸田市実施イベント・教室（文化スポーツ課実施）

名称	内容・会場	参加者
ボート教室 ボート体験教室、親子ボート教室、ボート教室	ボートの体験を通じ、健康増進とボート競技の普及を図ります。 【会場】戸田ボートコース	261人 (延べ)
ボート・カヌー教室 in 彩湖	ボートやカヌーを漕ぐ体験を行います。 【会場】彩湖	57人(延べ) (秋は中止)
戸田マラソン大会	全国から参加者を募り開催しています。大会を通じて参加者の健康増進と親睦を図り、コミュニティづくりに努めることを目的としています。 【会場】彩湖・道満グリーンパーク	台風19号の被害により中止 申込数：6,159人
市民体力テスト	体力の保持増進への関心を高め、スポーツ推進を図ります。毎年体育の日に実施しています。 【会場】戸田市スポーツセンター	参加者：49人
戸田市スポーツセンタースポーツ教室	テニスや体操、武道など各種スポーツ競技種目の教室を開催しているほか、市内スポーツ関係団体と連携した事業を実施しています。	のべ参加者数 5,378人 (全事業合計)
パラスポーツフェスタ	障がい者スポーツの理解と普及を目的に、市内在住パラリンピアンや競技団体等を招き、車いすラグビーをはじめとした競技体験を行います。※戸田市スポーツセンター主催 【会場】戸田市スポーツセンターなど	COVID-19感染症拡大により中止

②市内スポーツ関係団体の事業の支援

毎年市内地域別6会場で実施している「市民体育祭地区大会」や競技種目別の「市民体育祭競技大会」、「戸田市レクリエーション大会」など、市内の団体が開催する事業の支援を行い、地域との交流を促進しています。

③学校施設開放事業

戸田市教育委員会や各学校と連携し、利用登録をした市内スポーツ団体等がスポーツ活動をする場として、小・中学校の校庭や体育館を平日夜間と休日に開放しています。 ※登録団体数 243 団体（令和2年（2020年）現在）

④スポーツで活躍する市民への支援（大会出場助成金の交付）

国内外の全国大会等に出場する市民に対し、大会の規模に応じて助成金を交付しています。⁸

⑤戸田市スポーツ賞の授与

戸田市のスポーツ推進に貢献し、功績が著しい個人または団体に対して、栄誉を称えることを目的として平成30年度（2018年度）に創設しました。⁹

【表11】受賞者（件）

年度	平成30年度（2018年度）	令和元年度（2019年度）
スポーツ栄誉賞	3	0
スポーツ優秀賞	7	6
スポーツ奨励賞	19	21

受賞者の出場大会及び順位（令和元年度（2019年度））

スポーツ優秀賞：全日本選手権大会優勝（ボート）、アジア選手権大会2位（ボート）、EAFF E-1 女子サッカー選手権 2019 決勝大会優勝 等

スポーツ奨励賞：国民体育大会優勝（クレール射撃、体操）、アジア選手権大会2位（ボート、体操）、JOC ジュニアオリンピックカップ優勝（水泳）等

⑥市内開催スポーツ大会・イベントの後援

市内で行われるスポーツ大会・イベント等の後援を行うほか、会場の確保などの支援を行っています。

⁸ 「戸田市スポーツ大会出場選手助成金交付要綱」に基づき、該当する選手、監督、コーチを対象に交付しています。出場大会の要件や、同年度中に同一人に対して交付するにあたり制限等があります。なお、過去5年間分の実績は、P28に掲載しています。

⁹ 「戸田市スポーツ賞表彰規則」で定める大会（オリンピック・パラリンピック大会、世界大会、全日本選手権大会等）で優秀な成績を収めた個人又は団体に対し、授与しています。

(2) 戸田市におけるスポーツ施設

戸田市には、戸田市スポーツセンターをはじめとする多くのスポーツ施設があります。これらの施設は、市民がスポーツ・レクリエーション活動を行う場の中心となっています。

①戸田市スポーツセンター

市民のスポーツによる健康増進とスポーツを通じた新しいコミュニティの形成を目的として開設されました。テニスコート、弓道場、陸上競技場、第1競技場、第2競技場、柔道場、剣道場、卓球場、トレーニングルーム、屋内プールがあり、多くの市民に利用されています。

②彩湖・道満グリーンパーク

野球場、ソフトボール場、サッカー場、テニスコート、陸上競技場があり、個人の利用のほか、全国大会などの大会会場としても利用されています。また、周辺はランニングやサイクリング等で多くの人々が利用している他、彩湖では水上スポーツも行われています。

③その他

中町テニスコートの他、公園施設である北部公園野球場、笹目公園野球場、新田公園野球場、惣右衛門公園サッカー場・フットサル場等があります。



戸田市スポーツセンター



中町テニスコート

(3) 戸田市におけるスポーツ関係団体

戸田市には、次のようなスポーツ関係団体があり、活動を通じて戸田市のスポーツ推進に寄与しています。

①戸田市体育協会

戸田市のスポーツ競技の普及振興・競技力の向上・市民の健康増進に寄与することを目的として、各種スポーツ事業や競技団体育成等の活動をしています。令和2年度（2020年度）現在、28の競技団体が所属し、各種競技大会の開催や多様なスポーツ活動を展開しています。

②戸田市レクリエーション協会

レクリエーション活動の普及・発展を図り、健康で豊かな市民生活の向上に寄与することを目的として活動しています。各種目別大会の他、年に一度、加盟団体が一堂に会する「戸田市レクリエーション大会」を開催しています。令和2年度（2020年度）現在、14の団体が活動しています。

③戸田市スポーツ少年団

青少年のスポーツを通じた心身の健全な育成を図るための活動を行っており、令和2年度（2020年度）現在、33の団体が活動しています。

④総合型地域スポーツクラブ

学校体育施設や公共スポーツ施設等を拠点とし、多種目・多世代・多志向で構成し、地域住民が主体となって運営する形態のスポーツクラブで、令和2年度（2020年度）現在、戸田市では3団体が活動しています。国の第2期スポーツ基本計画では、「地域スポーツの担い手」の役割として、質的に充実させていくことが掲げられています。

⑤公益財団法人戸田市文化スポーツ財団

市民文化の向上と福祉の増進を図るとともに、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るために設立された団体です。文化・芸術及びスポーツの振興に関する事業を行っており、令和2年度（2020年度）現在、戸田市スポーツセンターの指定管理者となっています。

⑥戸田市スポーツ推進委員

スポーツ基本法第32条に基づき委嘱している行政委員です。戸田市のスポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整、市民へのスポーツに関する指導及び助言等の

活動を行っており、地域のスポーツ推進を担っています。令和2年度（2020年度）現在、戸田市では14名のスポーツ推進委員を委嘱しています。

戸田市スポーツ推進委員の主な活動

- 戸田市や地域のスポーツ活動の運営（戸田マラソン大会、市民体カテスト、パラスポーツフェスタ、市民体育祭等）、学校施設開放事業
- スポーツの指導（市内小中学校授業等におけるパラスポーツ種目指導）
- 『戸田市スポーツ推進委員だより』の発行



ボッチャ指導の様子



スポーツ推進委員だより

⑦戸田市スポーツ推進スタッフ

地域住民のスポーツ・レクリエーションの芽を育て、スポーツ・レクリエーションを通して市民の健康維持増進及び体力の向上を図るための推進役として、戸田市スポーツ推進スタッフ設置要綱に基づき委嘱しています。戸田市及び戸田市スポーツ推進委員の指導助言を得て、戸田市のスポーツ推進を担っており、令和2年度（2020年度）現在、町会・自治会選出の104名が委嘱されています。

3 第1期戸田市スポーツ推進計画の評価

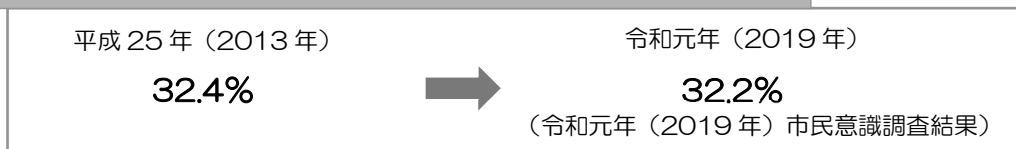
平成27年度（2015年）から令和2年度（2020年度）にかけて、以下に基づき計画を進めてきました。

戸田市スポーツ推進計画	
基本理念	「スポーツのちからで健康、笑顔あふれるまち とだ」
基本方針	「いつでも、どこでも、だれでも生涯にわたり、自らスポーツに親しみ、ふれあいのある生き生きとした生活を送れるように支援します。」
基本目標	① スポーツをする人たちを支援します ② スポーツを支える人たちを育成していきます ③ スポーツをする場の充実を図ります ④ スポーツとかがわる機会を創出します ⑤ スポーツを身近に感じる環境を整えます ⑥ 学校や地域で子どもたちにスポーツの素晴らしさを伝えます

第1期計画における取組と達成状況は、次のとおりです。

指標1 市民のスポーツ実施率（週1回以上）の向上

目標値：50%



【主な取組】

- ・スポーツイベント・教室等の実施
- ・戸田市スポーツ賞の創設（平成30年度（2018年度））、大会出場助成金の周知・交付
- ・市内スポーツ団体・協会への支援（事業実施の支援、補助金の交付等）

【評価】

第1期計画策定時から変わらない結果となりました。アンケート調査では、「競技スポーツの実施」の有無や頻度について回答していることが推察されます。そのため、散歩や階段昇降等の軽く身体を動かす活動も「スポーツ」と捉える考え方を普及させていくことが、スポーツ実施率向上の上で重要になると考えられます。市民のスポーツ実施率の向上は、第2期計画でも引き続き指標として取り組んでいきます。

指標2 スポーツ関連の情報提供に係る総合窓口の設置

目標値：1か所

平成25年（2013年）

令和元年（2019年）

0か所



0か所

【主な取組】

市内スポーツ関係団体（戸田市体育協会、戸田市レクリエーション協会、戸田市スポーツ少年団等）と総合窓口設置に向けた検討会議を実施

【評価】

総合窓口の設置に向けた検討会議を実施しましたが、第1期計画期間中に設置は行いませんでした。引き続き市内スポーツ関係団体（戸田市体育協会、戸田市レクリエーション協会、戸田市スポーツ少年団等）と連携を図り、窓口設置の必要性等を検討していきます。現状に即した対応を図るため、この指標は第1期計画で終了とします。

指標3 総合型地域スポーツクラブの創設

目標値：3か所

平成25年（2013年）

令和元年（2019年）

2か所



3か所

【主な取組】

総合型地域スポーツクラブの増設（平成27年度（2015年度））

戸田市総合型地域スポーツクラブ支援要綱制定（平成28年度（2016年度））

【評価】

市内で活動する総合型地域スポーツクラブを1か所増設することができました。第2期計画では、地域に根差した気軽にスポーツを楽しめる場として、市民の参加を促していきます。

指標4 市主催のボート・カヌー教室の参加者数の増加

目標値：250人

平成25年（2013年）

令和元年（2019年）

190人



173人

【主な取組】

ボート体験教室（2回）、親子ボート教室（2回）、ボート教室（2期）、ボート・カヌー体験教室 in 彩湖（1回）、ボート競技観戦ガイドツアー（1回）

【評価】

令和元年度（2019年度）は、台風19号の被害により一部の事業を中止しましたが、例年200人前後の参加があります。水辺のスポーツ普及を推進していくため、第2期計画でも引き続き指標として取り組んでいきます。

指標5 市主催のスポーツ教室の参加率の向上

目標値：90%

平成25年（2013年）

77%



令和元年（2019年）

74.3%

（令和元年（2019年）スポーツ・レクリエーションに関連する教室・イベント等の調査）

【主な取組】

スポーツ教室・イベントの開催（令和元年度（2019年度）開催数 戸田市：106、戸田市スポーツセンター：178）

【評価】

令和元年度（2019年度）は新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となる教室が多数ありましたが、例年約80%程度の参加率となっています（参加率 平成29年度（2017年度）：78.8% 平成30年度（2018年度）：81.9%）。スポーツへの入口として教室の参加を促していくため、実情に即した目標値へ修正し、第2期計画でも継続して取り組んでいきます。

指標6 スポーツセンターの利用者数の増加

目標値：620,930人

平成25年（2013年）

477,645人



令和元年（2019年）

361,162人

【主な取組】

- ・戸田市スポーツセンターの陸上競技場の整備（平成30年度（2018年度））
- ・武道場及び屋内プールの整備（令和元年度（2019年度））を実施

【評価】

上記の改修工事に伴う施設の閉鎖により、利用者数が減少する結果となりました。なお、戸田市スポーツセンターの改修工事を令和4年度（2022年度）から実施する予定であり、利用者数が大きく変動することが予想されることから、この指標は第1期計画で終了とします。

【表12】戸田市スポーツセンター利用状況

年度	利用人数（人）
平成27（2015）	402,704
平成28（2016）	420,079
平成29（2017）	400,399
平成30（2018）	402,503
令和元（2019）	361,162



スポーツイベント 市民体力テストの様子

指標7 トップアスリートとの交流イベントの開催

目標値：年4回

平成 25 年（2013 年）

令和元年（2019 年）

1 回



4 回

【主な取組】

パラスポーツフェスタの開催、東京 2020 オリンピック・パラリンピック関連事業の開催、青少年育成事業の開催、教室・講習会の開催

【評価】

戸田市にゆかりのある選手を招いた教室・イベントを実施し、目標値を達成しました。第2期計画ではトップアスリートとの交流の機会を増やしていきます。

指標8 国際大会等の出場者数の増加

目標値：50人

平成 25 年（2013 年）

令和元年（2019 年）

35 人



65 人+2 チーム

【主な取組】

大会出場助成金の周知・交付（再掲）

【表 13】過去5年間の大会出場助成金交付数（件）

年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)
交付件数	29	35	55	42	67

【評価】

大会の開催数は、その年の状況によって異なりますが、国内外の大会へ出場し、好成績を残された方が増えています。（参考：「第2章 2. スポーツに関する事業・施設・関係団体 ①スポーツに関する事業」）

第2期計画期間中においても大会出場者の支援を続けていくこととし、第1期計画期間中の出場者数を参考に、実情に即した目標値を設定します。

4 戸田市におけるスポーツ活動に関する課題の整理

先に掲げたアンケート結果から、戸田市のスポーツ活動に関する現状と課題は次のように整理されます。

(1) 市民のスポーツ活動に関する現状と課題

<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1週間に1回以上スポーツを行っている人が少ない ・ 「運動不足」と感じている人が多い ・ 1人でスポーツを行う人が増加しており、1人でも気軽にスポーツを行いたいという希望がある ・ 主に市が実施するスポーツ教室・イベントへの参加は多くない ・ スポーツ団体やサークルへの参加を希望する人が少ない ・ 障がいのある方がスポーツに参画できていない状況
<p>課 題</p>	<p>スポーツと関わる機会の醸成</p> <p>環境の整備 年齢や性別、障がいの有無を問わず気軽にスポーツに参画できる環境の整備を行っていく必要があります。</p> <p>機会の提供 気軽にスポーツに触れることができる機会を提供し、参加を促す必要があります。</p> <p>情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気軽にスポーツに参加できるよう、ニーズに応じた教室やイベント、施設情報の提供をしていく必要があります。 ・ 日常の軽い散歩や通勤、通学など、日常生活で意識的に体を動かす活動も「スポーツ」と捉える意識付けを行う必要があります。

(2) スポーツ施設や設備に関する現状と課題

<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内のスポーツ施設の老朽化 ・ スポーツを行う場所（施設）を求める意見が多い状況
<p>課 題</p>	<p>誰もがスポーツを行える施設の充実</p> <p>施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度（2022年度）から実施予定の戸田市スポーツセンターの改修工事では、設備を更新することで機能を維持しながら建物の長寿命化に取り組むことが必要です。 ・ 市内スポーツ施設を誰もが安全かつ効率的に利用する仕組みを検討する必要があります。

(3) スポーツをする・ささえる人への支援に関する現状と課題

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員の高齢化や減少による、団体・協会の競技人口の減少 ・活動場所が不足している
課 題	<p>人材の確保と競技力の向上</p> <p>人材の確保 スポーツ団体やクラブなど、戸田市のスポーツを支える人材を確保、育成、維持していく仕組みの検討が必要です。</p> <p>団体等への支援 既存のスポーツ団体、クラブ等への支援・育成を継続していく必要があります。</p> <p>次世代の選手の育成・支援 次世代を担う子ども世代の育成やスポーツへの関心を向上させていく必要があります。</p> <p>活躍する人への助成の充実 競技力向上のために既存の助成制度の情報提供を行う必要があります。</p>

(4) 水辺のスポーツの興味・関心に関する現状と課題

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・戸田市の地域資源であるボートやカヌーへの興味・関心が低い ・ボート・カヌー教室への参加者は増加しているが、認知度が高いとは言えない ・ボートコースに訪れたことがない人や競技を観戦したことのある人が少ない
課 題	<p>地域資源を活かしたスポーツ推進</p> <p>市民のボート・カヌー競技への関心の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボート・カヌー競技への関心の入口として、教室の新規参加者を増やす必要があります。 ・ボート・カヌー教室の情報提供の方法を工夫し、教室の認知度を向上させる必要があります。 <p>ボートコースの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的に競技会場として活用するため、関係機関と連携を深めていきます。 ・ボートに触れたことのない人が、実際にボートコースへ訪れ、戸田市の地域資源であるボートコースやボート競技を身近に感じられるようにします。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 第2期計画におけるスポーツの定義

第2期計画では、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）及び国・県の基本計画を踏まえ、次のように「スポーツ」¹⁰を幅広く捉えます。

スポーツ

日常生活における軽い運動、楽しみながら体を動かすこと、そして、高いレベルの競技までを広く「スポーツ」として捉える。

- 健康維持や仲間との交流など多様な目的で行うものを自ら行動し実践すること。（散歩やウォーキング、軽い運動、子どもとの身体を使った遊び、通勤・通学や家事・買い物などの日常生活の中で意識的に体を動かすことなども含む。）
- 趣味としての運動や同じ目的を持った仲間とのスポーツ活動など、楽しみながら体を動かすこと。
- 競技としてルールに則り他者と競い合い自らの限界に挑戦すること。



2 基本理念

第2章で挙げた現状・課題及び第2期計画におけるスポーツの定義を踏まえ、本計画における基本的な考えを次のように設定しました。

基本理念

「 スポーツを楽しむ・ささえる・未来につなげる 戸田 」

スポーツを楽しむことは、健康でいきいきとした人生を送るための重要な要素です。そして、その活動を地域全体でささえていくことにより、人と人とのつながりが生まれ、明るく潤いのある社会の形成に役立ちます。

誰もがスポーツに気軽に親しめる環境を整え、未来へとつなげていくため、この「基本理念」を定め、戸田市のスポーツ活動を推進していきます。

¹⁰本計画における「スポーツ」には、eスポーツ（エレクトロニック・スポーツ）は含まないこととします。

3 基本方針

基本理念に従うとともに、戸田市生涯スポーツ都市宣言¹¹の目標を実現するにあたり、市民誰もがスポーツに参画できるよう、次の基本方針を定めます。

基本方針

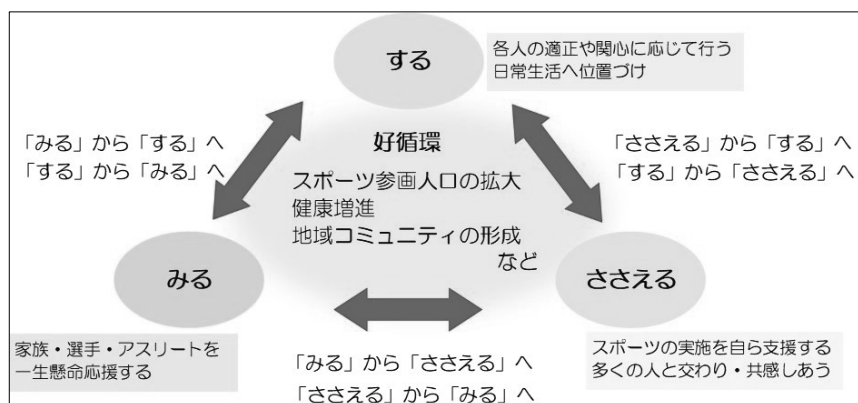
「誰もがスポーツに気軽に親しめる環境をつくり、
『する』『みる』『ささえる』など、スポーツ参画人口を拡大し、
スポーツの楽しさや素晴らしさを未来へとつなげていく」

スポーツを「する」：スポーツを各人の適性や関心に応じて行うことができるものとして捉え、日常生活に位置づける。

スポーツを「みる」：観戦や応援を通じてスポーツを楽しむことで¹²、感動や勇気を得て、人生をより豊かにする。一生懸命応援することは「する」人の力にもなる。

スポーツを「ささえる」：指導者や審判、専門スタッフとしての活動、サポーターやボランティア活動、団体やチームの経営・運営を担うなど、自らスポーツを支援することで多くの人と交わり共感しながら社会の絆が強くなる。

スポーツを「みる」ことをきっかけに「する」「ささえる」ことを始める、「ささえる」ことをきっかけに「する」ことにつながるというような、スポーツへの関わり方に好循環が生まれることをねらいとしています。そして、スポーツ参画人口の拡大、健康増進、地域コミュニティの形成などへとつなげていきます。



¹¹平成14年（2002年）に制定し、市民と行政が一丸となってスポーツ・レクリエーション活動を推進していくことを内外に示したものです。宣言の全文は【資料編】に掲載しています。

¹²放送媒体を通じた観戦、応援も「みる」スポーツに含まれます。書物、新聞、映画などを通じて「よむ（読む）」、「しる（知る）」こと、ラジオ等を通じて「きく（聞く・聴く）」ことなど、様々なスポーツ参画の形が挙げられます。

4 基本目標

基本理念、基本方針に基づいたスポーツを推進するために、次の基本目標を掲げます。

基本目標① スポーツと関わる機会を創出します

誰もが参加しやすいスポーツイベント・教室等を開催し、スポーツと関わる機会を創出していくとともに、日常生活における軽い運動（散歩やウォーキング、日常生活の中で意識的に体を動かすことなど）もスポーツとして捉える意識を醸成し、スポーツ参画人口を拡大させます。

基本目標② スポーツを「する」人たちを支援します

競技者に対する活動補助や表彰などを実施するとともに、より安全で快適なスポーツ施設の整備を進めるなど、スポーツを「する」人たちを積極的に支援し、戸田市から世界へ羽ばたく人材の育成を図ります。

基本目標③ スポーツを「みる」機会を提供します

スポーツ観戦や応援等もスポーツ参画と位置づけ、スポーツを「みる」機会を提供し、身近なスポーツからプロスポーツまで、市民がスポーツに関心を持つことができるよう努めます。

基本目標④ スポーツを「ささえる」人たちを育成します

スポーツ団体の育成・支援の他、スポーツ活動のきっかけづくりや適切な助言などを行う指導者、スポーツクラブ・団体の運営を担う人など、スポーツを「ささえる」人たちの育成・確保を図ります。

基本目標⑤ 地域資源を活かしたスポーツを推進します

戸田ボートコースや彩湖・道満グリーンパークをはじめとする戸田市独自の地域資源を活かしたスポーツを推進していきます。また、ボートコースのあるまちとして、ボート競技への市民の関心を高めていきます。

基本目標⑥ 子どもたちにスポーツの素晴らしさを伝えます

学校での体育や運動部活動、家庭や地域でのスポーツを通じて、次代を担う子どもたちにスポーツの素晴らしさを伝え、生涯にわたりスポーツに親しむ心を育てていきます。

5 計画の指標

計画の基本目標に基づき指標を、以下のとおり設定します。

各指標は、第1期戸田市スポーツ推進計画で取り組んだ内容を踏まえるとともに、本計画の基本目標から新たな指標を設定しました。

	指 標	現状値	目標値	関連する 基本目標
1	市民のスポーツ実施率（週1回以上）の向上 週1回以上スポーツを実施する人の割合を向上させます。	32.2%	60%	①②③ ④⑤⑥
2	ボート・カヌー教室の参加者数の増加 市民ボート教室、カヌー体験教室などの参加者数を増やしていきます。	327人	350人 (延べ人数)	①⑤
3	スポーツ教室の参加者数の増加 スポーツセンターなどで実施する戸田市のスポーツ教室の参加者数を増やしていきます。	52,258人	57,350人	①⑥
4	トップアスリートとの交流イベントの開催 戸田市にゆかりのある選手等を招いた交流イベントを開催します。	年4回	年5回	①③
5	全国大会等の出場者への支援 国際大会や全国大会に出場する競技者を支援します。	67件	50件	①② ⑤⑥
6	スポーツ観戦率（年1回以上）の向上 スポーツへの意識を高め、スポーツを観戦する市民の割合を向上させます。	28.9%	40%	①③
7	ボート競技への関心度の向上 戸田市の地域資源であるボート競技への関心を高めていきます。	36.9%	40%	①③⑤

各指標の現状値の算出根拠と目標値の設定方法は、次のとおりです。

目標値の達成状況は、計画期間である5年間の平均値から評価します。なお、新型コロナウイルス感染症や自然災害等の発生によりやむを得ず事業が中止となった場合には、当該年度を平均値から除外する場合があります。

指標1 市民のスポーツ実施率（週1回以上）の向上

現状値：32.2%

令和元年度（2019年度）に実施した「スポーツ・レクリエーションに関する意識調査」（以下、「意識調査」という。）の結果です。

目標値：60%

第2期計画では、国及び埼玉県との計画と整合性を図るため、スポーツの定義を32ページで示したとおり幅広く捉えます。そして、目標値を国及び埼玉県の計画の目標値（65%）に近づけました。

指標2 ポート・カヌー教室の参加者数の増加

現状値：327人

令和元年度（2019年度）に戸田市で実施した教室の参加者の実人数です。

目標値：350人

第1期計画の指標からの継続となります。戸田市が今後5年間で実施する教室の参加者数から目標の達成状況の評価します。同一の参加者に対して複数の日程で実施する教室があるため、第2期計画では延べ人数を集計します。

指標3 スポーツ教室の参加者数の増加

現状値：52,258人

戸田市スポーツセンター及び市関係部署に実施した「平成30年度（2018年度）スポーツ・レクリエーションに関連する教室・イベント等の調査」結果です。令和元年度（2019年度）の事業が感染症拡大のため多数中止となったことや戸田市総合振興計画の内容に合わせ、平成30年度（2018年度）の調査結果を現状値としました。

目標値：57,350人

戸田市総合振興計画の目標値と合わせます。そして、第2期計画期間において市主催の教室への参加を促していくために、過去5年間の実績の平均より高い目標を設定しました。上記調査を毎年実施することで、市全体のスポーツ教室への参加状況を把握するとともに、参加者数の増加へ活かしていきます。

指標4 トップアスリートとの交流イベントの開催

現状値：年4回

令和元年度（2019年度）の実績です。

目標値：年5回

第1期計画で目標を達成していることや、第2期計画の基本目標①や③で更なる交流イベントの開催に取り組んでいくため、目標値を5回へ増やしました。

指標5 全国大会等の出場者への支援

現状値：63件

令和元年度（2019年度）の戸田市スポーツ大会出場選手助成金の交付件数です。

目標値：50件

上記助成金の交付を行うことで、競技者への支援を継続していきます。各年度により大会開催数が異なる場合があるため、第1期計画期間中の実績の平均（45.6件）に近い数字を目標値として設定しました。

指標6 スポーツ観戦率（年1回以上）の向上

現状値：28.9%

令和元年度（2019年度）に実施した意識調査結果です。

目標値：40%

第2期計画では、「新しい生活様式」の考え方を取り入れて、多様なメディア媒体の活用等により、スポーツ観戦の在り方を幅広く捉えていくことから、これまでの実績値より10%程度高い目標値を設定しました。今後も意識調査のなかで市民のスポーツ観戦状況を把握していきます。

指標7 ボート競技への関心度の向上

現状値：36.9%

令和元年度（2019年度）に実施した意識調査結果です。

目標値：40%

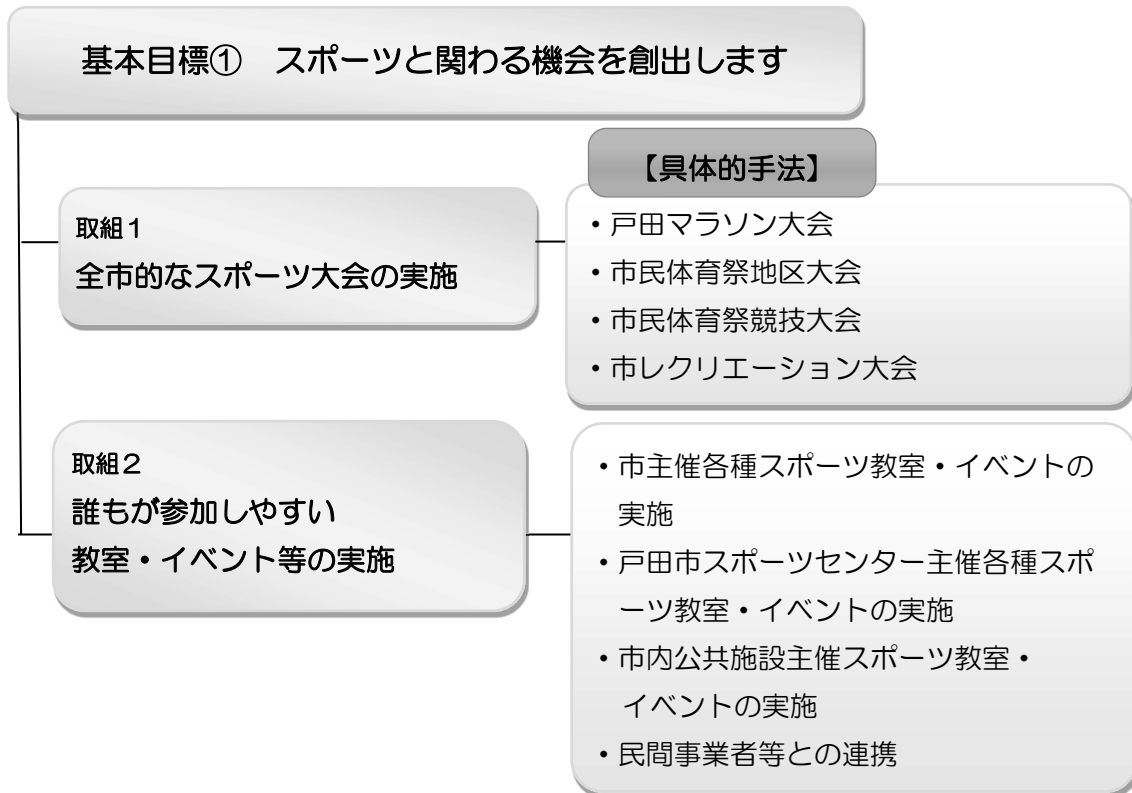
第2期計画では、ボート競技のより一層の推進や、戸田ボートコース及び彩湖の活用に取り組んでいくため、これまでの調査結果の平均値から高めた数値を目標値として設定しました。今後も意識調査の中で市民の関心度を把握していきます。

第 4 章

計画の展開

1 基本目標① スポーツと関わる機会を創出します

誰もが参加しやすいスポーツイベント・教室等を開催し、スポーツと関わる機会を創出していくとともに、日常生活における軽い運動（散歩やウォーキング、日常生活の中で意識的に体を動かすことなど）もスポーツとして捉える意識を醸成し、スポーツ参画人口を拡大させます。



取組1 全市的なスポーツ大会の実施

関係団体等と協力し、全市民が参加できるスポーツ大会を充実させながら継続的に実施していきます。また、既存のスポーツ大会は、今後の社会情勢や市内各地区の状況に応じた運営・開催を行えるよう検討していきます。

【具体的手法】

●戸田マラソン大会

戸田市の一大スポーツ大会である戸田マラソン大会を彩湖・道満グリーンパークで開催し、市民に参加を呼び掛けていきます。また、ボランティアによる大会運営補助や応援・観戦等を通じ、多くの市民が大会に携わる機会を創出します。

●市民体育祭地区大会

年齢・性別を問わず気軽に全市民が参加できるスポーツ大会として、市内6地区で市民体育祭地区大会を開催します。町会・自治会やスポーツ推進委員、スポーツ推進

スタッフ、学校等と連携し、地域の交流の輪を広げる場としてより多くの方が気軽に参加できるような大会づくりを進めていきます。

●市民体育祭競技大会

戸田市体育協会が主催する競技種目ごとの市民体育祭競技大会について、より多くの市民が参加できるように会場の提供や大会の周知等の連携を行っていきます。

●市レクリエーション大会

戸田市レクリエーション協会が主催するレクリエーション大会について、より多くの市民が参加できるように会場の提供や大会の周知等の連携を行っていきます。

取組2 誰もが参加しやすい教室・イベント等の実施

既存事業の充実のほか、誰もが参加しやすい教室やイベントを関係機関と連携して実施していきます。

【具体的手法】

●市主催各種スポーツ教室・イベントの実施

ボート教室やカヌー教室、市民体カテスト等をはじめとした市主催の各種スポーツ教室・イベントを実施し、市民の参加を促していきます。また、ボッチャ教室等、身体障がいや知的障がい、精神障がいがあっても参加しやすい教室やイベントを実施していきます。

●戸田市スポーツセンター主催各種スポーツ教室・イベントの実施

スポーツセンター指定管理者の専門性を活かし、市民のニーズに合った多種多様なスポーツ教室やイベントを市と連携して展開していきます。また、障がい者スポーツの推進のため、パラスポーツフェスタを開催します。

●市内公共施設主催スポーツ教室・イベントの実施

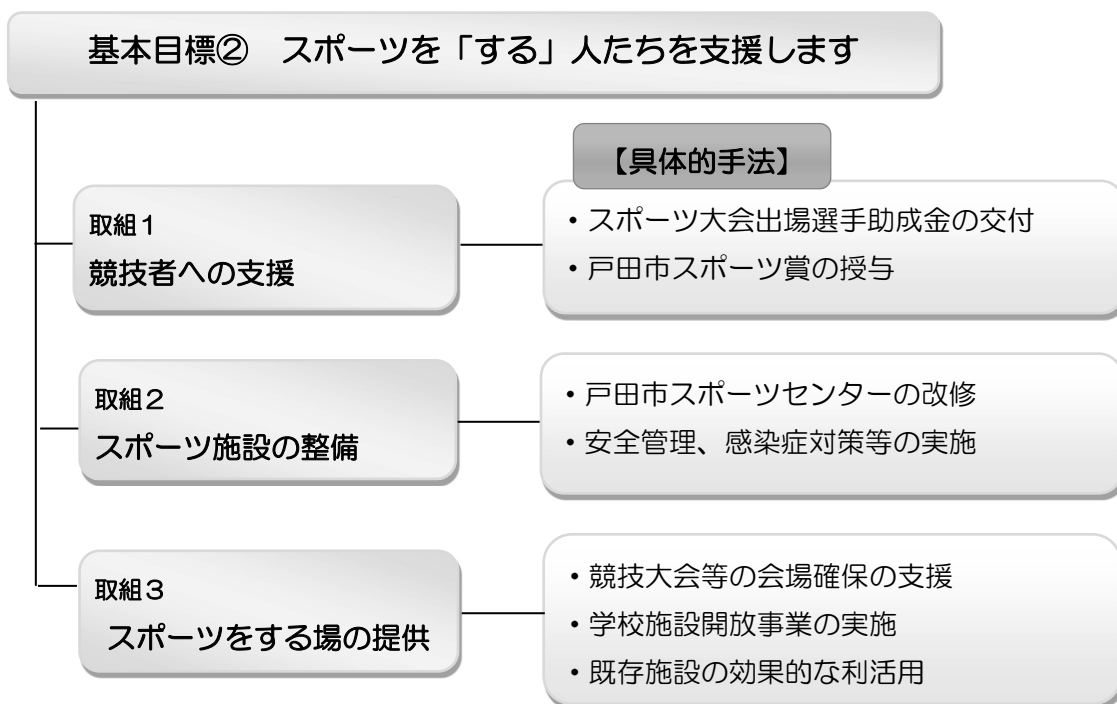
関係機関と連携し、市内公共施設主催による健康維持や生涯学習等を目的に体を動かす教室やイベントを展開し、市民のスポーツ意識の醸成に努めていきます。

●民間事業者等との連携

官民連携のスポーツ関連事業についての調査・研究を行い、民間事業者や総合型地域スポーツクラブ等と連携した事業を展開し、市民がスポーツと関わる機会を提供していきます。

2 基本目標② スポーツを「する」人たちを支援します

競技者に対する活動補助や表彰などを実施するとともに、より安全で快適なスポーツ施設の整備を進めるなど、スポーツを「する」人たちを積極的に支援し、戸田市から世界へ羽ばたく人材の育成を図ります。



取組1 競技者への支援

スポーツ大会出場選手助成金制度の活用や戸田市スポーツ賞の授与を継続していき、競技者のモチベーションアップやスポーツ競技力の向上へとつなげていきます。

【具体的手法】

●スポーツ大会出場選手助成金の交付

市内在住の競技者及び監督・コーチが全国大会等に出場する場合に、大会参加経費の一部を助成金として交付します。また、助成対象の拡大など、同制度の見直しについても検討していきます。

●戸田市スポーツ賞の授与

世界大会や全国大会等で優秀な成績を残した市民や市にゆかりのある競技者に対し、戸田市スポーツ賞の授与を行います。大会の実績を表彰することにより、競技者のモチベーションアップやスポーツ競技力の向上へとつなげていきます。

取組2 スポーツ施設の整備

市内スポーツ施設の計画的な改修や修繕を実施するとともに、施設の安全管理やリスクマネジメント等を行い、誰もが安心してスポーツ施設を利用できるようにしていきます。

【具体的手法】

●戸田市スポーツセンターの改修

戸田市公共施設中長期保全計画に基づき予定している戸田市スポーツセンター改修工事について、施設の長寿命化を図りつつ、バリアフリー対応など必要な改修を行い、市民が快適にスポーツをできる環境を整備していきます。

●安全管理、感染症対策等の実施

スポーツ施設を安全に管理するため、専門性を持つ指定管理者や委託業者による管理を徹底します。また、新型コロナウイルス感染症の対策を踏まえ、今後の感染症等の流行に備えた体制を整備していきます。

取組3 スポーツをする場の提供

学校や公共施設等の既存施設を活用し、市民の誰もが気軽にスポーツをできる場の提供を行い、スポーツを「する」人たちの支援につなげていきます。

【具体的手法】

●競技大会等の会場確保の支援

市内各種競技団体が大会等で市内スポーツ施設を使用する場合には、会場の確保等の支援を行います。

●学校施設開放事業の実施

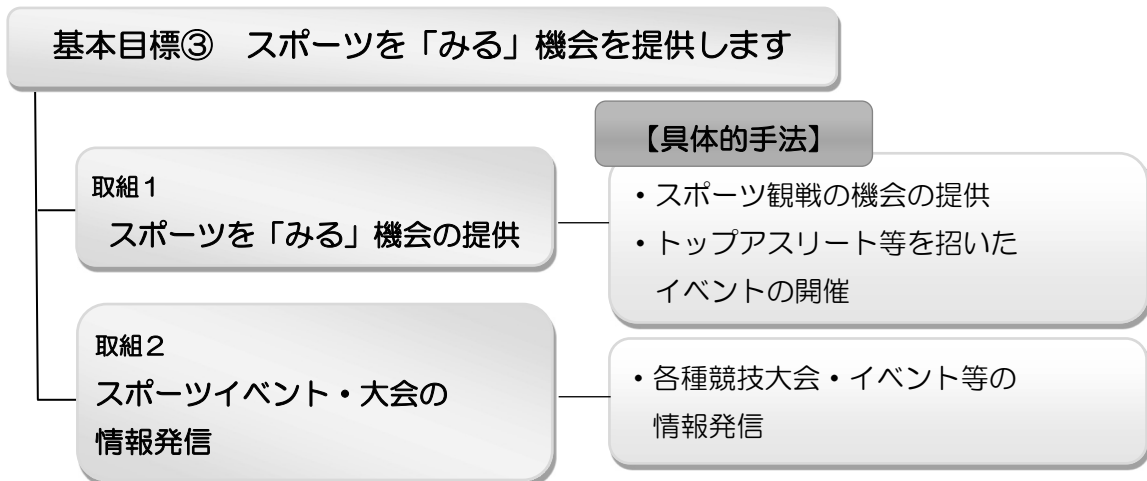
地域や子どもたちのスポーツ・レクリエーション団体の活動の場として、市内小・中学校の空き時間を活用した学校施設開放を実施します。また、近隣の保育園・幼稚園や町会・自治会等のスポーツ・レクリエーションイベントにも学校施設開放事業を活用していきます。

●既存施設の効果的な利活用

スポーツ施設の利用においては、スポーツ施設予約システムを活用することで公平かつ利便性の高いサービスの提供に努めていきます。また、利用ルールの範囲内で体を動かして運動やスポーツができる公共施設や公園等の活用を市民に促していきます。

3 基本目標③ スポーツを「みる」機会を提供します

スポーツ観戦や応援等もスポーツ参画と位置づけ、スポーツを「みる」機会を提供し、身近なスポーツからプロスポーツまで、市民がスポーツに関心を持つことができるよう努めます。



取組1 スポーツを「みる」機会の提供

スポーツを「みる」ことやスポーツイベントに参加することもスポーツ参画と位置づけ、各種競技大会やイベント等で市民がスポーツに触れる機会を増やしていきます。また、戸田市にゆかりのある選手やトップアスリート等を招いたイベントを開催していきます。

【具体的手法】

●スポーツ観戦の機会の提供

市内で開催される全国大会等の協力や周知を行い、市民がスポーツ観戦できる機会を提供していきます。また、スポーツ観戦においても新型コロナウイルス感染症拡大以後の「新しい生活様式」の考え方を取り入れ、多様なメディア媒体を活用した自宅等でのスポーツ観戦についても推進していきます。

●トップアスリート等を招いたイベントの開催

市内在住または戸田市にゆかりのあるオリンピック・パラリンピアンや国内外で活躍するトップアスリート等を招き、競技のデモンストレーションや競技体験等を盛り込んだイベントを開催し、レベルの高い技術に間近で触れることのできる機会を提供します。

取組2 スポーツイベント・大会の情報発信

市内スポーツ施設や近隣市で開催される大会の情報発信を積極的に行い、スポーツを「みる」機会を提供していきます。

【具体的手法】

●各種競技大会・イベント等の情報発信

各種競技の県大会、全国大会等、市内で開催される大会やイベント等の情報を市ホームページや広報紙等で積極的に発信し、市民がスポーツに触れる機会を創出していきます。

市内で開催している大会

【戸田ボートコース】

全日本選手権、全日本大学選手権 等

【戸田市スポーツセンター】

各種競技県大会・全国大会 等

【彩湖・道満グリーンパーク】

各種マラソン大会、ソフトボール県・全国大会 等

【その他】

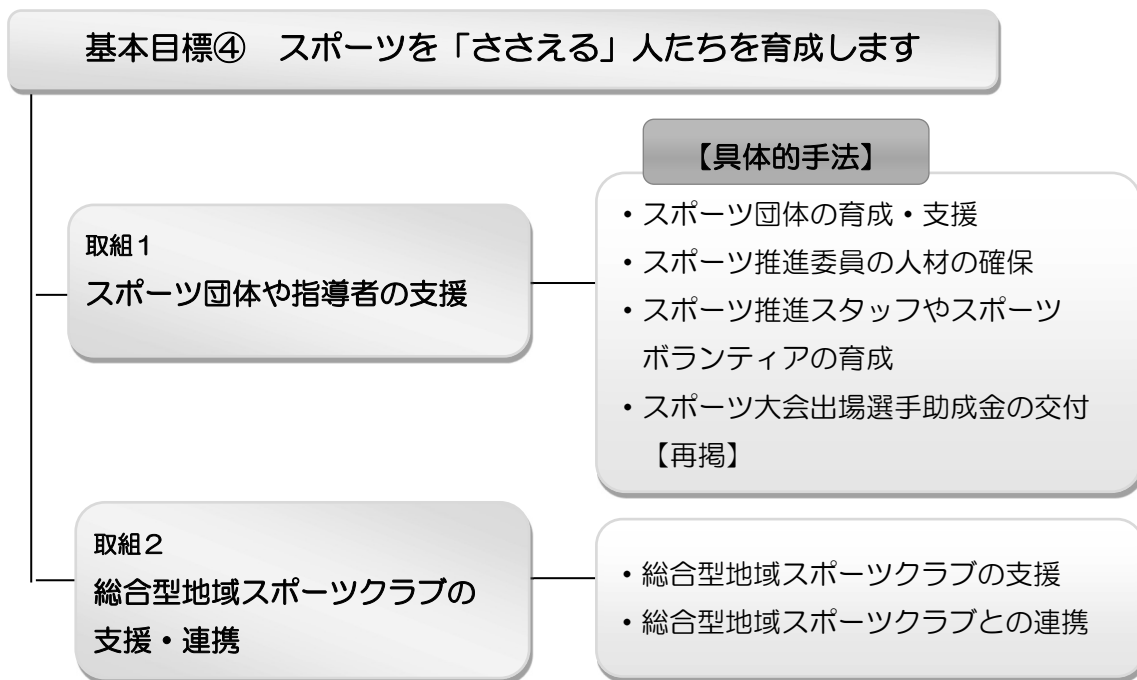
各種野球大会、各種サッカー大会



パラリンピック競技体験イベントの様子

4 基本目標④ スポーツを「ささえる」人たちを育成します

スポーツ団体の育成・支援の他、スポーツのきっかけづくりや適切な助言などを行う指導者、スポーツクラブ・団体の運営を担う人など、スポーツを「ささえる」人たちの育成・確保を図ります。



取組1 スポーツ団体や指導者の支援

スポーツ団体や指導者に対して支援を行い、スポーツをささえる人たちを育成していきます。また、スポーツ推進委員やスポーツ推進スタッフの人材確保を行うとともに、大会やイベントをささえるボランティアの育成にも努めていきます。

【具体的手法】

●スポーツ団体の育成・支援

戸田市のスポーツ推進を担う市体育協会、市レクリエーション協会、市スポーツ少年団等が、主体的・積極的な活動が行えるよう、補助金の交付や事業の後援などの活動支援を行っていきます。

●スポーツ推進委員の人材の確保

全市的なスポーツイベントを中心的に担うスポーツ推進委員について、人材の確保や人材の育成等を図っていきます。また、スポーツ推進委員の認知度の向上を図ると

ともに、地域の求めに応じてスポーツ指導員や地域コーディネーターとして人材派遣ができるような体制を整えていきます。

●スポーツ推進スタッフやスポーツボランティアの育成

地域のスポーツ推進を担うスポーツ推進スタッフや戸田マラソン大会等のスポーツイベントに携わるスポーツボランティアを育成し、戸田市のスポーツ推進を担う人材を確保していきます。

●スポーツ大会出場選手助成金の交付【再掲】

市内在住の競技者及び監督・コーチが全国大会等に出場する場合に、大会参加経費の一部を助成金として交付します。また、助成対象の拡大など、同制度の見直しについても検討していきます。

取組2 総合型地域スポーツクラブの支援・連携

地域住民が主体となって運営する総合型地域スポーツクラブの育成・支援を行うとともに、市民への理解を深める活動を行っていきます。また、総合型地域スポーツクラブと連携した事業を展開していきます。

【具体的手法】

●総合型地域スポーツクラブの支援

地域スポーツの発展及び活力ある地域社会の形成のため、総合型地域スポーツクラブの活動場所の確保や広報活動の協力等、必要な支援を実施していきます。

●総合型地域スポーツクラブとの連携

総合型地域スポーツクラブと連携したスポーツ推進事業を行うなど、総合型地域スポーツクラブとの相互協力を促進していきます。

5 基本目標⑤ 地域資源を活かしたスポーツを推進します

戸田ボートコースや彩湖・道満グリーンパークをはじめとする戸田市独自の地域資源を活かしたスポーツを推進していきます。また、ボートコースのあるまちとして、ボート競技への市民の関心を高めていきます。

基本目標⑤ 地域資源を活かしたスポーツを推進します

取組1
水辺のスポーツ（ボート・カヌー）教室の開催

取組2
地域資源の利活用

【具体的手法】

- ボート教室の実施
- カヌー教室の実施
- ボート競技者と地域住民の交流促進
- ナックル艇の貸し出し、市立艇庫の活用
- 全国ボート場所在市町村との交流
- 戸田マラソン大会【再掲】

取組1 水辺のスポーツ（ボート・カヌー）教室の開催

地域資源を活かしたボート・カヌー教室を継続して実施し、競技への関心度を高めていきます。

【具体的手法】

●ボート教室の実施

競技団体と連携して年間を通じた各種ボート教室（親子・体験等）を実施し、市民に「ボートのまち」としての誇りと愛着を醸成していきます。



ボート教室の様子

●カヌー教室の実施

東京オリンピック大会でのオーストラリア代表カヌーチームの事前キャンプの受入れを契機として、カヌー競技の更なる普及を進めるため、競技団体と連携したカヌー教室を実施します。

取組２ 地域資源の利活用

戸田ボートコースや彩湖・道満グリーンパークなど、地域資源を積極的に活用したスポーツ推進事業を展開し、地域の活性化へと繋げていきます。

【具体的手法】

●ボート競技者と地域住民の交流促進

戸田ボートコースを利用している選手と地域住民との交流会を実施し、市民がボートを身近に感じ、選手が市民や地域を知る、相互交流の機会を設けます。



ボート学生と町会の交流イベントの様子

●ナックル艇の貸し出し、市立艇庫の活用

市民に市所有のナックル艇の貸し出しを行い、ボート競技の愛好者や競技人口の更なる増加へつなげていきます。また、埼玉県ボート協会と連携し、市立艇庫の活用を進めていきます。

●全国ボート場所在市町村との交流

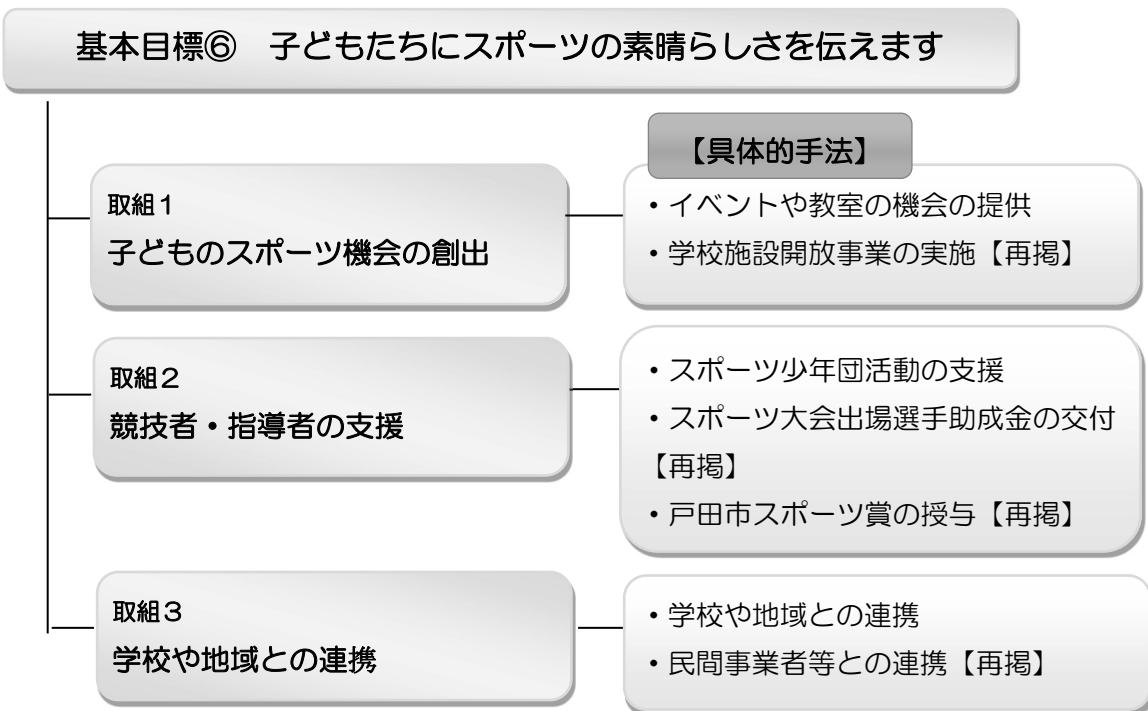
「ボートのまち」として、全国ボート場所在市町村協議会の事務局を担うなど、全国のボート場所在市町村との更なる交流を進めていきます。また、全国市町村交流レガッタ大会への市民クルーの派遣を継続していき、ボートへの市民の親しみや意識向上へつなげていきます。

●戸田マラソン大会【再掲】

戸田市の一大スポーツイベントである戸田マラソン大会を彩湖・道満グリーンパークで開催し、市民に参加を呼び掛けていきます。また、ボランティアによる大会運営補助や応援・観戦等を通じて、多くの市民が大会に携わる機会を創出します。

6 基本目標⑥ 子どもたちにスポーツの素晴らしさを伝えます

学校での体育や運動部活動、家庭や地域でのスポーツを通じて、次代を担う子どもたちにスポーツの素晴らしさを伝え、生涯にわたりスポーツに親しむ心を育てていきます。



取組1 子どもたちのスポーツ機会の創出

スポーツをすることは、心身の健全な発達や集団行動など社会生活を学ぶことにつながります。小学生をはじめとする子どものスポーツ機会の創出として、スポーツ少年団活動の支援やスポーツ教室・スポーツイベント等を提供していきます。

【具体的手法】

● イベントや教室の機会の提供

スポーツに関するイベントや子どもを対象としたスポーツ教室を実施し、スポーツの楽しさに触れる機会や競技種目への入口としての機会を提供していきます。

● 学校施設開放事業の実施【再掲】

地域や子どもたちのスポーツ・レクリエーション団体の活動の場として、市内小・中学校の空き時間を活用した学校施設開放を実施します。また、近隣の保育園・幼稚園や町会・自治会等のスポーツ・レクリエーションイベントにも学校施設開放事業を活用していきます。

取組2 競技者・指導者の支援

スポーツ少年団活動に対する支援や様々な分野で活躍する子どもたちに対しての各種助成などの支援を行います。また、指導者確保のため、指導者やボランティア等を対象とする講習会等の情報提供を行っていきます。

【具体的手法】

●スポーツ少年団活動の支援

子どもたちのスポーツ活動の中心となっているスポーツ少年団への支援を行うとともに、市スポーツ少年団本部をはじめ各单位団との情報共有を図っていきます。

●スポーツ大会出場選手助成金の交付【再掲】

市内在住の競技者及び監督・コーチが全国大会等に出場する場合に、大会参加経費の一部を助成金として交付します。また、助成対象の拡大など、同制度の見直しについても検討していきます。

●戸田市スポーツ賞の授与【再掲】

世界大会や全国大会等で優秀な成績を残した市民や戸田市にゆかりのある競技者に対し、戸田市スポーツ賞の授与を行います。大会の実績を表彰することにより、競技者のモチベーションアップやスポーツ競技力の向上へつなげます。

取組3 学校や地域との連携

学校や地域と連携し、スポーツの場の提供や部活動に対する支援等を行っていきます。また、民間事業者や総合型地域スポーツクラブの活用についても検討していきます。

【具体的手法】

●学校や地域との連携

学校施設を使用して実施する市民体育祭地区大会や部活動に対する市内スポーツ施設の提供など、学校や地域と連携し、子どもたちのスポーツ活動の場を広げていきます。また、学校や地域にスポーツ事業に関する情報提供を行っていきます。

●民間事業者等との連携【再掲】

官民連携のスポーツ関連事業についての調査・研究を行い、民間事業者や総合型地域スポーツクラブ等と連携した事業を展開し、子どもがスポーツと関わる機会を提供していきます。

第 5 章

計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

本計画第3章・第4章で掲げた基本理念、基本目標を達成するためには、行政のみならず、市民、関係機関・団体、民間事業者等が協働して取り組むことが重要です。

また、スポーツは様々な分野の計画と深く関係するため、戸田市の各種事業計画との整合性を図りながら、関係機関・団体等と協力して計画を推進していきます。効果的な計画の推進に向けて、以下にそれぞれの役割を整理します。

(1) 市民

市民一人ひとりが、自ら「する」「みる」「ささえる」などスポーツに参画することが求められます。また、競技スポーツだけではなく、散歩やウォーキング、軽い運動、子どもとの体を使った遊び、通勤・通学や家事・買い物などの日常生活の中で意識的に体を動かすことなども「スポーツ」であるとする意識を持ち、健康維持や仲間との交流を通じてスポーツに関わるきっかけをつくることが重要です。

(2) 町会・自治会等の地域組織

市民に身近な団体として、スポーツ関係団体や戸田市と連携し、市民が自らスポーツに親しむことができるように、地域で支援することが求められます。また、町会・自治会活動を通じて市民の健康づくりやスポーツ活動に取り組むことで、地域コミュニティの醸成につなげていきます。

(3) 戸田市スポーツセンター

戸田市のスポーツ推進の中心を担う施設として、施設の機能の拡充や、幅広い教室展開、独自企画によるスポーツイベントを提供し、スポーツの楽しさを伝えることが求められます。

(4) 戸田市体育協会

戸田市や各関係機関と連携し、加盟する競技団体を統括し、市内のスポーツ競技大会や競技団体の情報提供といったスポーツ活動の機会を提供するとともに、競技スポーツの充実や指導者の育成等、スポーツ活動を幅広く展開していくことが求められます。

(5) 戸田市レクリエーション協会

気軽に楽しめるレクリエーション活動を通じて、市民同士の交流を深め、地域力の向上につなげるための取組を行っていくことが求められます。

(6) 戸田市スポーツ少年団

戸田市や市体育協会、学校等と連携し、子どもたちがスポーツに触れることのできる機会を幅広く提供していくとともに、スポーツ少年団活動を仲間づくりや青少年の健全育成につなげていくことが求められます。

(7) 総合型地域スポーツクラブ

地域スポーツの発展や活力ある地域社会の形成のため、戸田市や町会・自治会、スポーツ関係団体、民間事業者等と連携し、市民のスポーツへの参加機会の拡充など、より積極的な活動が求められます。

(8) 民間事業者

スポーツに関わる民間事業者は、市民がスポーツを主体的に行う場と機会を提供するとともに、戸田市や関係団体と適宜情報交換を行いながら、専門的な知識や方法を活かした教室の実施等、行政と連携した事業を展開することが求められます。

(9) 学校等

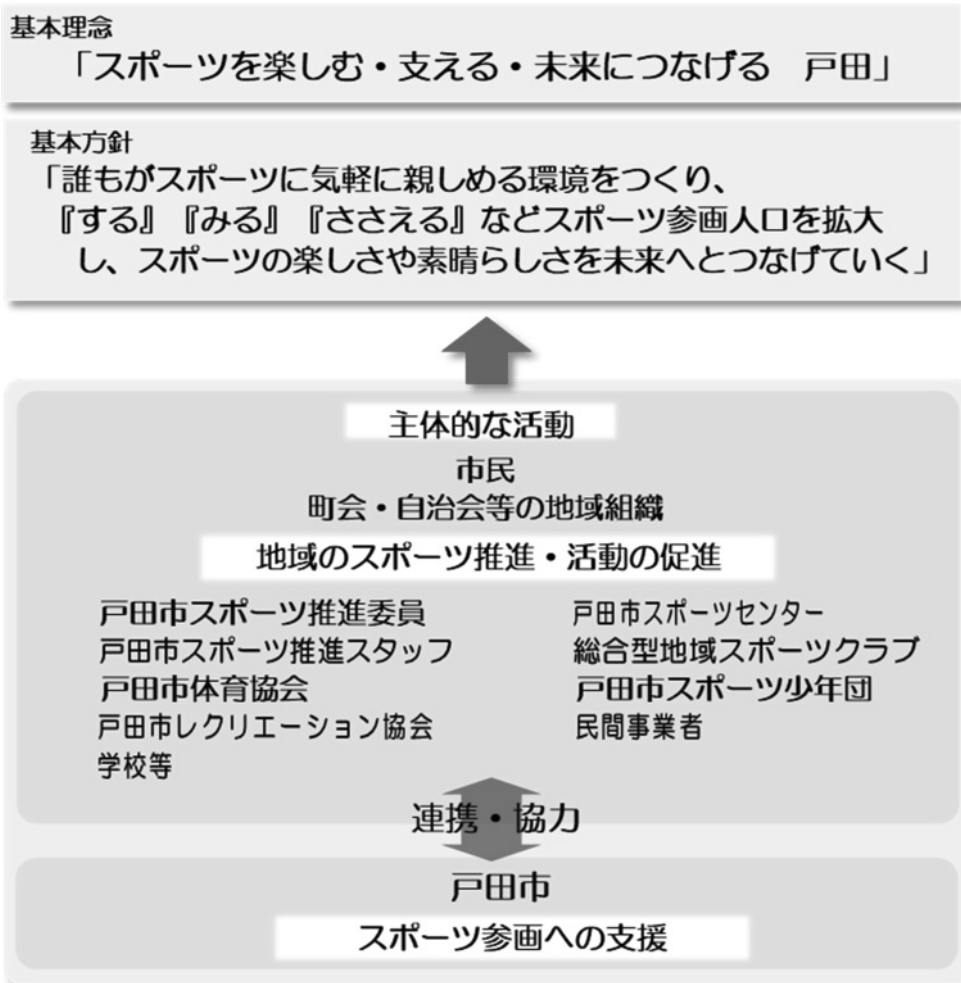
発達段階や能力、興味・関心に応じて、子どもの体力・運動機能の向上を図るとともに、生涯にわたりスポーツに親しむきっかけづくりの場となることが求められます。

(10) 戸田市スポーツ推進委員・戸田市スポーツ推進スタッフ

戸田市のスポーツ推進の担い手として、スポーツに関する指導・助言や健康の保持・増進と体力づくり等の取組を推進し、地域のスポーツ推進のコーディネーター役として活躍していくことが期待されます。

(11) 戸田市

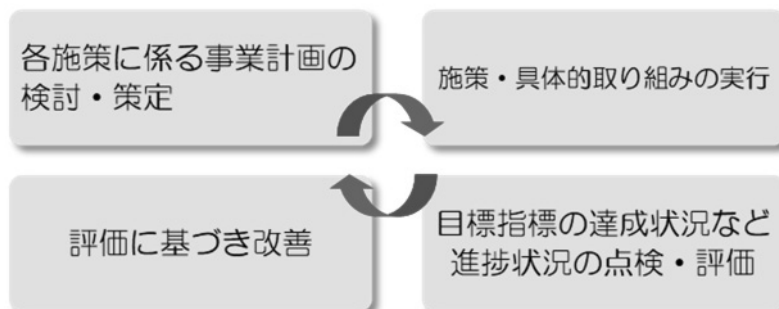
本計画の実施主体として、市民誰もがスポーツに気軽に親しめる環境をつくり、地域の活力の向上や市民の健康保持・増進につなげていけるよう、スポーツ関係団体、町会・自治会等と連携していきます。また、関係機関それぞれが主体的にスポーツ推進事業を行っていけるよう、環境整備や助言等の支援を行っていきます。



【図5】計画の推進体制

2 計画の進行管理及び評価

基本目標や指標の進捗状況については、適宜進行管理を行い、点検・評価について戸田市スポーツ推進審議会で審議を行うなど、継続的な改善を図ることで適切な管理運営に努めます。



【図6】計画の進行管理

参考資料

- 戸田市のスポーツ施策
- 戸田市スポーツ推進審議会条例・名簿
- 戸田市スポーツ推進計画策定委員会要綱・名簿
- スポーツ基本法 条文
- 「スポーツ・レクリエーションに関する意識調査」調査項目について

戸田市のスポーツ施策

- 戸田市生涯スポーツ都市宣言（平成 14 年（2002 年）10 月 14 日（体育の日））
市民と行政が一丸となってスポーツ・レクリエーション活動を推進していくことを宣言しました。

戸田市生涯スポーツ都市宣言

わたくしたちは、生涯スポーツ・レクリエーションを通して、健康な心と体をつくり、地域コミュニティを創造し、
『パートナーシップでつくる 人・水・緑 輝くまち とだ』
をめざすため、ここに、「生涯スポーツ都市」を宣言します。

- 1 生涯スポーツ・レクリエーションに親しみ、健康な心と体をつくります。
- 1 生涯スポーツ・レクリエーションを楽しみ、明るく豊かな生活をおくれます。
- 1 生涯スポーツ・レクリエーションを愛し、友情と交流の輪をひろげます。
- 1 生涯スポーツ・レクリエーションを通して、躍動する快適都市戸田市をつくります。

- 戸田市スポーツ振興基本計画の策定（平成 22 年（2010 年））

生涯スポーツを通じて市民自らが、心も体も健康で、明るく豊かな市民生活の実現を目指し、基本理念を「健康とふれあいで 笑顔あふれるまち とだ」とした計画を策定し、取り組む施策を示しました。

- 戸田市スポーツ推進計画の策定（平成 27 年度（2015 年度）～令和 2 年度（2020 年度））

戸田市スポーツ振興基本計画の中間年に、新たにスポーツ推進計画を策定し、戸田市の特性を反映した具体的な施策を示しました。

戸田市スポーツ推進審議会条例

平成16年3月29日条例第3号

改正 平成19年12月17日条例第28号

平成23年12月26日条例第22号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条に基づき、戸田市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、市長の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツ関係団体の育成に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) スポーツ団体の代表者
- (4) 公募に応じた市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補欠委員を任命する。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部文化スポーツ課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

戸田市スポーツ推進審議会 名簿

	役職	氏名	推薦母体
1	会長	萩原 哲夫	戸田市体育協会
2	副会長	宮内 孝知	早稲田大学名誉教授(学識経験者)
3		向井 由記子	戸田市レクリエーション協会
4		笹川 孝司	戸田市スポーツ推進委員連絡協議会
5		須田 真司	戸田市スポーツ少年団
6		石川 美幸	戸田市青少年団体連絡協議会
7		板橋 哲	戸田市小学校体育連盟・中学校体育連盟
8		柴崎 五佐男	戸田市社会教育委員
9		猪野 真由美	戸田市地域自立支援協議会
10		大淵 勝仁	市民公募委員
11		浜田 美咲	市民公募委員
12		櫻井 聡	戸田市市民生活部長

戸田市スポーツ推進計画策定委員会要綱

令和2年3月26日市長決裁

(設置)

第1条 戸田市スポーツ推進計画（以下「計画」という。）の策定について必要な事項を協議し、計画の原案を作成するため、戸田市スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、市民生活部次長及び別表の委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は市民生活部次長（文化スポーツ課担当）をもって充て、副委員長は委員の互選によるものとする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。
- 4 委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する職員（同じ所属の職員とする。）が代理として出席できるものとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民生活部文化スポーツ課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

戸田市スポーツ推進計画策定委員会 名簿

所属	職名	氏 名
市民生活部	次長	後藤 英明
総務部経営企画課	課長	並木 皓人
市民生活部協働推進課	課長	遠藤 康雄
環境経済部みどり公園課	主幹	上田 裕一
福祉部障害福祉課	課長	鎌田 陽子
福祉部福祉保健センター	担当課長	小池 由美子
教育委員会事務局教育政策室	主幹	増田 周平
市民生活部文化スポーツ課	課長	佐々木 敏典

スポーツ基本法

スポーツ基本法では、「スポーツは世界共通の人類の文化である」と明記したうえで、スポーツの多面的な役割として、青少年の健全育成、地域社会の再生、社会・経済の活力創造などを挙げています。

平成二十三年六月二十四日

法律第七十八号

第百七十七回通常国会

菅内閣

改正 平成二四年八月二二日法律第六七号

同二六年六月二〇日同第七六号

同二八年五月二〇日同第四七号

同三〇年六月二〇日同第五六号

同三〇年六月二〇日同第五七号

スポーツ基本法をここに公布する。

スポーツ基本法

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むこと

は、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。))にあっては、その長は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(平二六法七六・一部改正)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和三十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に

規定する幼保連携型認定こども園をいう。)の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(平二四法六七・平二八法四七・一部改正)

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(平三〇法五七・一部改正)

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(平三〇法五六・一部改正) (国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に

必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

（平三〇法五六・一部改正）

（企業、大学等によるスポーツへの支援）

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進会議）

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

（国の補助）

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの
 - 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの
- 2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。
- 3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二三年政令第二三一号で平成二三年八月二四日から施行)

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二四法律六七）抄

(政令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則 (平成二六年六月二〇日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成三〇年六月二〇日法律第五六号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）並びに第二十七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三〇年六月二〇日法律第五七号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。

「スポーツ・レクリエーションに関する意識調査」調査項目について

一般用

問1. あなたの性別についてお答えください。（どちらかに○）

男 ・ 女

問2. あなたの年齢についてお答えください。（1つに○）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. 18～19 歳 | 2. 20～24 歳 | 3. 25～29 歳 |
| 4. 30～34 歳 | 5. 35～39 歳 | 6. 40～44 歳 |
| 7. 45～49 歳 | 8. 50～54 歳 | 9. 55～59 歳 |
| 10. 60～64 歳 | 11. 65～69 歳 | 12. 70～74 歳 |
| 13. 75～79 歳 | 14. 80 歳以上 | |

問3. あなたのお住まいの地域についてお答えください。（1つに○）

1. 下戸田地区（喜沢1・2丁目、喜沢南1・2丁目、中町1・2丁目、下戸田1・2丁目、下前1・2丁目、川岸1～3丁目）
2. 上戸田地区（上戸田1～5丁目、大字上戸田、本町1～5丁目、南町、戸田公園）
3. 新 曾 地区（大字新曾、新曾南1～4丁目、氷川町1～3丁目、大字下笹目）
4. 笹 目 地区（笹目1～8丁目、早瀬1・2丁目、笹目南町、笹目北町）
5. 美女木地区（美女木1～8丁目、大字美女木、美女木東1～2丁目）

問4. あなたのご職業についてお答えください。（1つに○）

- | | |
|----------------|--------------|
| 1. 自営業・家族従業 | 2. 会社員 |
| 3. 公務員・教員・団体職員 | 4. パート・アルバイト |
| 5. 主婦（夫） | 6. 学生 |
| 7. 無職 | 8. その他（ ） |

問5. あなたは、ご自身の健康状態をどのように感じていますか。（1つに○）

- | | | |
|--------------|------------|----------|
| 1. 健康である | 2. まあ健康である | |
| 3. あまり健康ではない | 4. 健康ではない | 5. わからない |

問6. あなたは、ご自身の体力についてどのように感じますか。（1つに○）

- | | | |
|-------------|------------|----------|
| 1. 体力に自信がある | 2. まあ自信がある | |
| 3. あまり自信がない | 4. 自信がない | 5. わからない |

問7. あなたは、ご自身の普段の運動量について、どう感じていますか。

(1つに○)

- | | | |
|-------------|--------------|----------|
| 1. 十分足りている | 2. まあまあ足りている | |
| 3. やや不足している | 4. かなり不足している | 5. わからない |

問8. あなたのスポーツ歴(1年以上継続して行ったスポーツ)について、お答えください。学校の授業や職業として行ったものは除きます。(1つに○)

- | | | |
|--------------------------------|-----------|---------|
| 1. やったことがない、もしくは1年以上継続した経験はない。 | | |
| 2. 1~3年未満 | 3. 3~5年未満 | 4. 5年以上 |

問9. あなたは、過去1年間にスポーツを行いましたか。学校の授業や職業として行ったものは除きます。(どちらかに○)

- | | |
|--------|-----------|
| 1. 行った | 2. 行わなかった |
|--------|-----------|

P5の問(9-8)へ

※問9で「1. 行った」と回答された方にお聞きします。

(9-1) この1年間に行ったスポーツはどれですか。(該当するものすべてに○)

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| 1. 陸上競技(トラック、フィールド) | 2. ランニング、ジョギング |
| 3. ウォーキング、散歩、ハイキング | 4. 登山、クライミング |
| 5. 水泳 | 6. 野球 |
| 7. ソフトボール | 8. バレーボール、ソフトバレーボール |
| 9. バスケットボール | 10. テニス、ソフトテニス、ミニテニス |
| 11. サッカー、フットサル | 12. ラグビーフットボール |
| 13. バドミントン | 14. 卓球 |
| 15. 柔道 | 16. 剣道 |
| 17. 空手 | 18. 弓道 |
| 19. ボート | 20. カヌー |
| 21. スキー、スノーボード、スケート | 22. ゴルフ |
| 23. グラウンドゴルフ、ゲートボール | 24. サイクリング |
| 25. 器械体操、新体操 | 26. 軽体操(ラジオ体操、リズム体操等) |
| 27. ダンス(ジャズ、エアロビクス、社交ダンス等) | 28. 太極拳 |
| 29. トレーニング(筋力、持久力等) | |
| 30. その他 具体的に記入してください | |

()

(9-2) 平均するとどの程度の割合でスポーツを行っていますか。(1つに○)

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1. ほぼ毎日 | 2. 週に3日程度 | 3. 週に1~2日 |
| 4. 月に1~3日 | 5. 年に4~11日 | 6. 年に1~3日 |

(9-3) 1回に行うスポーツの平均時間はどの程度ですか。(1つに○)

- | | | |
|------------|-------------|--------------|
| 1. 15分未満 | 2. 15~30分未満 | 3. 30分~1時間未満 |
| 4. 1~2時間未満 | 5. 2時間以上 | |

(9-4) スポーツをよく行う時間帯はいつですか。(主なもの1つに○)

- | | | |
|---------------|-----------|-----------|
| 1. 平日の午前 | 2. 平日の午後 | 3. 平日の夜間 |
| 4. 土曜日の午前 | 5. 土曜日の午後 | 6. 土曜日の夜間 |
| 7. 日曜日の午前 | 8. 日曜日の午後 | 9. 日曜日の夜間 |
| 10. 特に決まっていない | | |

(9-5) 主にどなたと一緒にスポーツを行っていますか。(主なもの1つに○)

- | | | | |
|----------------|----------------|---------|----------|
| 1. ひとり | 2. 家族 | 3. 近隣の人 | 4. 友人・知人 |
| 5. クラブやサークルの仲間 | 6. 職場や学校の仲間 | | |
| 7. その他 | 〔具体的に記入してください〕 | | |

(9-6) 主にスポーツを行う(行った)場所はどこですか。(主なもの1つに○)

- | | |
|-----------------------------------|----------------|
| 1. 市内公共施設(スポーツセンター、野球場、学校施設、公民館等) | |
| 2. 市外公共施設 | |
| 3. 民間スポーツ施設(フィットネスクラブ等) | |
| 4. 職場のスポーツ施設 | |
| 5. 自宅、友人宅 | |
| 6. 公園、広場、道路等 | |
| 7. 上記以外 | 〔具体的に記入してください〕 |

(9-7) スポーツを行う（行った）主な理由は何ですか。

（該当するものすべてに○）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 健康、体力づくりのため | 2. 運動不足の解消 |
| 3. 美容や肥満解消 | 4. 気分転換、ストレス解消 |
| 5. 家族とのふれあい | 6. 友人・仲間との交流 |
| 7. 自己記録や技能向上 | 8. 趣味 |
| 9. わからない | |
| 10. その他 | 具体的に記入してください |

※問9で「2. 行わなかった」と回答された方にお聞きします。

(9-8) あなたが、スポーツを行わなかった理由はなんですか。

（該当するものすべてに○）

1. 仕事、家事、育児、介護、勉強などで忙しく時間がとれなかった
 2. 病気、けが、体調不良であった
 3. 障がいがあるため
 4. 高齢のため
 5. スポーツをする金銭的な余裕がなかった（経済的な理由）
 6. 身近に利用できる施設や場所がない
 7. 利用したい時に施設予約が取れない（空き施設がない。）
 8. 教えてくれる人（指導者）がいない
 9. いっしょに行う仲間や相手がいない
 10. スポーツを行う機会がなかった
 11. スポーツが嫌いである
 12. 特に理由はない
 13. その他
- 具体的に記入してください

★ここからは、すべての方がお答えください。

問10. あなたは、この1年間に、市、町会、体育協会等が実施したスポーツイベントや教室等に参加しましたか。参加された方は、参加したイベントすべてに○をしてください。応援や見学も含め、お答えください。

1. 参加した

2. 参加しなかった



(該当するものすべてに○)

1. 市民体育祭地区大会（町会・自治会ごとの地区ブロックで開催した体育祭）
2. 市民体育祭競技大会（競技種目別で開催された大会）
3. 町会・自治会のスポーツイベント
4. 市民体カテスト
5. レクリエーション大会
6. 戸田マラソン大会
7. 競技団体主催の大会
8. スポーツセンターのスポーツ教室
9. ボート教室、カヌー教室
10. 公民館等で開催された体操等の講座
11. その他 [具体的に記入してください]

問11. あなたは、スポーツの団体、サークルへの所属についてどのよう
に思われますか。（1つに○）

1. すでに所属している
2. ぜひ所属したい
3. 活動日や会費などの条件があえば所属したい
4. 所属したいと思わない
5. わからない

問12. あなたは、この1年間に、スポーツの指導や団体活動の運営（役員）、
スポーツイベントの協力など、スポーツに関するボランティア活動を行いました
か。（1つに○）

1. 日常的・定期的に行った
2. イベント・大会で不定期に行った
3. 行っていない
4. わからない



※問 12 で「1. 日常的・定期的に行った」「2. イベント・大会で不定期に行った」と回答された方にお聞きします。

(12-1) そのボランティア活動は、どのような活動ですか。

(該当するものすべてに○)

1. 運動・スポーツの指導
2. スポーツクラブ・団体の運営・補助
3. 大会・イベントの運営・協力
4. その他

〔具体的に記入してください〕

問 1 3. あなたは、今後スポーツの指導、団体活動の運営（役員）、スポーツイベントへの協力など、スポーツに関するボランティア活動をやってみたいと思いますか。 (1つに○)

1. ぜひやりたい
2. 活動内容などの条件があえばやりたい
3. やりたいとは思わない
4. わからない

問 1 4. あなたは、過去 1 年間に、実際に競技会場等へ行ってスポーツの試合や大会観戦をしましたか。観戦された方は、その回数をお答えください。

※プロスポーツも含む (1つに○)

- | | | |
|-----------|------------|----------|
| 1. 1~2 回 | 2. 3~4 回 | 3. 5~9 回 |
| 4. 10 回以上 | 5. 観戦していない | |

問 1 5. あなたは、戸田市の公共スポーツ施設（学校体育施設は除く）の数についてどう思いますか。 (1つに○)

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1. 十分である | 2. 不足している | 3. わからない |
|----------|-----------|----------|



※問 16 で「2. 不足している」と回答された方にお聞きします。

(16-1) 不足していると思われる施設は何ですか。(該当するものすべてに○)

- | | | |
|-----------|----------------|------------------|
| 1. 体育館 | 2. プール | 3. 陸上競技場 |
| 4. 野球場 | 5. ソフトボール場 | 6. サッカー場 |
| 7. テニスコート | 8. 武道場 | 9. トレーニングジム（ルーム） |
| 10. その他 | 〔具体的に記入してください〕 | |

問16. 公共スポーツ施設（学校体育施設は除く）を利用するうえで、特に要望することはどんなことですか。（該当するものすべてに○）

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1. 施設設備（空調、用具等）の充実 | 2. 利用時間の延長 |
| 3. 駐車場の確保 | 4. 交通利便性の向上 |
| 5. 利用料金の値下げ | 6. 利用手続きの簡素化 |
| 7. 特になし | 8. 利用していない |
| 9. その他 | |

（具体的に記入してください）

問17. 戸田市は、水辺のスポーツ事業を推進しています。あなたは、市主催のボート、カヌー教室を知っていますか。（1つに○）

- | | | |
|----------|---------|----------|
| 1. 知っている | 2. 知らない | 3. わからない |
|----------|---------|----------|

問18. あなたは、彩湖または戸田ボートコースでボートやカヌーに乗ったことはありますか。（1つに○）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. どちらも経験あり | 2. ボートの経験あり |
| 3. カヌーの経験あり | 4. どちらも経験なし |

問19. あなたは、戸田ボートコースで行われているボートの競技大会を観戦したことはありますか。（1つに○）

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

問20. あなたは、ボート競技に興味や関心がありますか。（1つに○）

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1. ある | 2. 少しはある | |
| 3. あまりない | 4. まったくない | 5. わからない |

問21. あなたは、今後、やってみたいスポーツがありますか。ある方はやってみたい種目すべてに○をしてください。(該当するものすべてに○)

1. ある

2. ない

P10の問22へ



- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| 1. 陸上競技(トラック、フィールド) | 2. ランニング、ジョギング |
| 3. ウォーキング、散歩、ハイキング | 4. 登山、クライミング |
| 5. 水泳 | 6. 野球 |
| 7. ソフトボール | 8. バレーボール、ソフトバレーボール |
| 9. バasketボール | 10. テニス、ソフトテニス、ミニテニス |
| 11. サッカー、フットサル | 12. ラグビーフットボール |
| 13. バドミントン | 14. 卓球 |
| 15. 柔道 | 16. 剣道 |
| 17. 空手 | 18. 弓道 |
| 19. ボート | 20. カヌー |
| 21. スキー、スノーボード、スケート | 22. ゴルフ |
| 23. グラウンドゴルフ、ゲートボール | 24. サイクリング |
| 25. 器械体操、新体操 | 26. 軽体操(ラジオ体操、リズム体操等) |
| 27. ダンス(ジャズ、エアロビクス、社交ダンス等) | 28. 太極拳 |
| 29. トレーニング(筋力、持久力等) | |
| 30. その他 | |
- 具体的に記入してください

**問22. あなたは、戸田市がスポーツを推進していくうえで、重要なことは何だと思
いますか。(該当するものすべてに○)**

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 1. スポーツ施設・設備の充実 | 2. スポーツ教室やイベントの充実 |
| 3. 子どもの体力向上にむけた取り組み | 4. 学校のクラブ活動の充実 |
| 5. 高齢者スポーツの促進 | 6. 障がい者スポーツの促進 |
| 7. スポーツ指導者・ボランティアの育成 | 8. スポーツ団体の育成・支援 |
| 9. トップレベルのスポーツ選手の育成・支援 | |
| 10. 総合型地域スポーツクラブの支援 | |
| 11. スポーツ推進は必要ない。 | |
| 12. その他 | 具体的に記入してください |

**問23. 最後に、戸田市のスポーツに対する取り組みに関してご意見やご要望が
ありましたら、ご自由にご記入ください。**

**また、あなたの身近な方(両親、お子さん、パートナー等)とスポーツの関わりに
ついて感じていることがありましたら、ご記入ください。**

()

第2期戸田市スポーツ推進計画

(令和3年度～令和7年度)

発行年月 令和3年3月31日
発 行 戸田市
編 集 戸田市 市民生活部 文化スポーツ課
住 所 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1-18-1
電 話 048(441)1800
ホームページ URL <https://www.city.toda.saitama.jp/>

